

## 【論文】

# アジア太平洋戦争下における水産業統制と農林中央金庫 —中央水産業会を素材として—

創価大学  
名誉教授 植田 欣次

## 目次

はじめに

1. 水産業統制と中央水産業会の位置づけ
  - (1) 水産業統制の展開と統制団体（会社）
  - (2) 全国漁業協同組合連合会と中央水産業会の事業概観
2. 中央水産業会の成立と鱈製品の一手買取販売
  - (1) 設立と統合
  - (2) 鱈製品の一手買取販売と都道府県水産業会による代行
3. 中央水産業会と農林中央金庫、荷受機関の信用
  - (1) 借入金の概況、統合資金
  - (2) 事業資金の回転率の低下と滞貨資金
  - (3) 中央水産業会の荷受機関からの仮受金
4. 借入金の運用（仮渡金、売掛金）と滞貨の背景  
おわりに

## はじめに

アジア太平洋戦争期における水産業の統制は、1940年前後に設立される各種統制団体（会社）によってなされるが、最終的に海洋漁業は帝国水産業会（1942年5月設立）、沿岸漁業は1943年9月に設立された中央水産業会（以下、中水と略称）という2つの統制団体により遂行された。

本稿が対象とする中水の母体である全国漁業協同組合連合会（以下、全漁連と略称）は、その設立が1938年という産業組合の運動史から見れば極めて遅く、しかも組合運動としての期間も僅かに5年にして沿岸漁業の統制団体の中核である中水への転換を余儀なくされた。また戦後も1947年11月迄統制団体として存続し<sup>1</sup>、農

業とは異なってGHQにより閉鎖機関に指定された<sup>2</sup>。そのために法人格を持つ全国的組織を持つことは禁止され<sup>3</sup>、全漁連の再建は1952年10月にずれ込み、その空白は5年間に及んだ。このように全漁連は、設立から間もない時期からアジア太平洋戦争<sup>4</sup>の波に翻弄された。

さて中水は、沿岸漁業の一元的統制を目的として水産業団体法の公布（1943年3月）に基いて設立されたが、それは中水の組織形成の始まりにすぎなかった。中水は、一方では都道府県漁業協同組合連合会（以下、地方漁連と略称）と漁業協同組合を、それぞれ都道府県水産業会（以下、地水と略称）と漁業会、そして製造業会に改組する指導を行うとともに、他方では、漁業者に漁具などの資材を販売していた商業者団体や1942年1月に制定の水産物配給統制規則にもとづいて指定された統制団体を次々に統合してゆく<sup>5</sup>。そして更に大都市の荷受会社である魚類統制会社の株式を所有（1944年6月）することにより、消費地の統制団体とも密接な関わり合いをもつに至る。それゆえ第1の課題は、一元的統制を目指して設立された中水は、どのような背景の下に何時頃、完成されたのか、またどのような特徴をもっていたかを解明することである。

中水の借入先は、国民更生金庫を除けばすべて農林中央金庫（以下、農林中金と略称）であった。農林中金の水産業系統団体への貸付は、余裕金の「運用範囲の拡張」を目的に出発したが<sup>6</sup>、中水の農林中金からの借入金が、統合と事業にどのように機能したのかを解明することが第2の課題である。言い換えれば中水の主要

表1 農林中金の水産団体（中水・地水・漁業会）貸出残高

(単位 千円)

年月末	中水		県水（地水）		漁業会		合計		金庫総貸出に占める比率%
	金額	構成	金額	構成	金額	構成	金額	構成	
4303	6,392	22	15,599	53	7,679	26	29,669	100	14.1
4309	4,055	12	18,587	57	10,007	31	32,649	100	13.0
4402	3,223	10	16,655	51	12,509	39	32,387	100	10.8
4409	20,208	29	32,063	46	17,891	25	70,162	100	13.3
4503	40,172	45	31,777	36	17,162	19	89,110	100	10.3

資料：『農林中央金庫史』2、1956年12月、335頁より作成。

な資金源である農林中金からの借入金がどのような約束のもとでなされ、どのように運用されていたかを分析することである。

表1は、農林中金の水産団体（中水・地水・漁業会）に対する貸出残高をみたものである。農林中金の中水への貸付金残高は、1944年2月末の322万円から1945年3月末には4017万円へとわずか1年余りの間に12倍へと急増した。

そして水産団体貸付にしめる中水の割合は10%から45%へと急上昇した。この事情について農林中央金庫史は「統合後の水産団体が水産物の一元集荷や漁業用資材の一元配給の任に当ることになり、その事業分量が著増<sup>7</sup>したからと述べるにとどまっている。本稿の基本的な課題は、この農林中金の中水への融資内容を具体的に検証することである。

なお研究上留意した点は、事業者間の信用についてである。中水が農林中金からの資金のみでなく荷受機関からの信用（仮受金）を受けたり、逆に荷受機関や地水に信用を供与（仮渡金、売掛金）したりするからである。

本稿の分析の素材は、特別に断わりがないかぎり、国立公文書館つくば分館所蔵の「特定歴史公文書」の「中央水産業会」（戦後GHQにより指定された閉鎖機関）の資料である<sup>8,9</sup>。

## 1. 水産業統制と中央水産業会の位置づけ

### (1) 水産業統制の展開と統制団体（会社）

1940年4月以来、全漁連は、「中間配給機構の排除」を目的に産地市場を通さずに漁業組合

—地方漁連を通じて集荷した水産物を直接、東京魚市場（株）等の中央市場に配給するようになった。そして1941年1月には「配給連盟」を通じて「全漁連の集荷の大部分」を直接小売人に配給するに至り、「市場系統配給組織に一大脅威」をもたらすほどであった<sup>10</sup>。全漁連の運動は軌道に乗りつつあるかに見えたが、こうした2つの流通ルートをもつ「市場機構」の形成は、「戦争の長期化」と「輸入事情の悪化」という時代状況が許さなかった。

1940年12月7日の臨時閣議決定「経済新体制確立要綱」（趣旨は自由主義経済を排して「経済統制の一元化」による「強力な経済体制を確立」）はそのことを示すものであった<sup>11</sup>。周知のように1940年8月の近衛内閣の「基本国策要綱」の発表後、経済新体制は各分野において展開した。水産業部面では、1940年8月の塩干魚介類、9月の鮮魚介類の公定価格の設定<sup>12</sup>、次いで、1941年4月の生活必需物資統制令（国家総動員法第8条による）に基く鮮魚介配給統制規則<sup>13</sup>、1942年1月の水産物配給統制規則（塩干魚介藻類＝加工水産物が対象）の公布実施による配給統制となって具体化された。

鮮魚介配給統制規則の目的は、鮮魚介類の大都市への配給ルートの構築を目指すものであった<sup>14</sup>。この配給機構は、5トン以上の漁船によって「揚陸せられたる魚介類を農林大臣又は地方長官の必要と認める方面に必要量を円滑に流す」ためであり、主要陸揚地から大消費地荷受業者への配給を定めたものである。また1940年

9月の70余種の鮮魚介の価格公定の不十分さを踏まえて、鮮魚介配給統制規則ではほとんどの食用魚介類250余種が統制の対象になった。

農林大臣の指定下にある機構をみると<sup>15</sup>、まず各陸揚地では、「出荷統制組合」（指定集荷場の開設者、生産者又はその団体、仲買人、問屋、漁業組合等で組織）と「直接水揚地より指定消費地に出荷する者（日水、林兼等の如きもの）の組織する団体」が、それぞれ「出荷計画」を作成、生産と出荷の「指図」を行った。他方、鮮魚介類の指定消費地域は、京浜、名古屋、京阪神、関門の「四大消費ブロック」が予定された。この地域ではそれぞれ「鮮魚介配給協会」（卸売人、仲買人、直接消費地に鮮魚介を搬入する者）が組織されて「出荷計画」をたてた。なお地方長官の指定下にある機構では、出荷統制組合に対して「需給調整上特に必要ある町」に向けて出荷計画による出荷を命じることができた。

こうした鮮魚介藻類の配給統制は、必然的に鮮魚介類の加工品である水産物製品にも広げられた。開戦直後における1942年1月7日の水産物配給統制規則がそれである。この規則によって鮮魚介類以外の水産物に対して農林大臣は水産物の種類を定めて指定する者（統制機関）に「当該水産物の配給に関する計画」の作成を命じ得ることになった。この規則による指定は1942年4月6日の第1次6品目（北洋産塩鮭鱒、焼竹輪、乾海苔、焼海苔、寒天、寒天原藻）、7月21日の第2次1品目（鰹節類）、つづいて昆布柔魚（イカ）製品、鱈（タラ）製品並に道県産塩鮭鱒、鱈（イワシ）製品、削節、とつづき、「中央統制品」として12品目が指定されて、各統制会社が設立されることになった<sup>16</sup>。これら指定品目の統制会社は、その多くがすでに自治統制団体（会社）として設立されており、それらに法的な意義をもたせるものであった<sup>17</sup>。

ところで主要消費地の卸売機関は、鮮魚介については卸売会社であるが、塩干魚介藻類は場外市場が多い製品もあったので、一手荷受の「場

外場内を包含する荷受機関」を結成するよう指導された。指定消費地域は、青果物配給統制規則に準じ、東京、神奈川、名古屋、京都、大阪、神戸、福岡などが予定された。その他の指定消費地以外の府県の荷受は海産物卸商業組合を結成させ（例えば北海道では1942年5月、北海道水産製品卸商業組合が結成されて商業組合は統制された）<sup>18</sup>、農山村は産業組合が考えられた<sup>19</sup>。

さて水産新体制を見るには海洋漁業統制の帝国水産統制株式会社（以下、帝水と略称）を視野に入れねばならぬが、本稿では中水と帝水の位置関係の指摘に留めざるを得ない。水産業における団体統制は、アジア太平洋戦争の開始後、まず水産統制令（1942年5月公布）にもとづき海洋漁業に対して<sup>20</sup>、つづいて水産業団体法（1943年3月公布）にもとづき沿岸漁業に対して実施された。「水産業には……沿岸漁業経営から歴大な海洋漁業経営があつて自然全水産業の一元的編成」は機構上複雑となるため、「資本的漁業の統制と非資本的漁民的漁業の統制の二本建」になった<sup>21</sup>。では、何故海洋漁業の統制を先にすすめたのであろうか。それは、海洋漁業の統制は「軍事的見地」から緊急に行う必要がある且つその統制が「比較的容易」だからである<sup>22</sup>。政府は、国内での水産業統制を行い、そのやりかたを海外に広げてゆくことを意図した。すなわち「地域的に見れば内地……以外の台湾、朝鮮 南洋庁管下及び現在我軍政下にある諸地域等にも夫々内地統制機構に準じた機構により統制」を考えていた<sup>23</sup>。

国内の水産新体制の整備は、大東亜建設審議会<sup>24</sup>の答申にもとづく「大東亜水産業の基本方策」を遂行するための緊急の課題であった。その基本方策は「日本及占領地域を通ずる統一せる生産計画」のもとで各占領地域の特性に応じて「水産業を指導開発」して国民食糧を確保することであり、この「指導開発」の遂行には、「国内水産体制」を整備強化して「大東亜水産業に於て指導的地位」の確立が必要であった<sup>25</sup>。

以上、①全漁連は、1941年はじめまでに「中間配給機構」を排除するまでに成長しつつあったが、自由主義経済を排し経済統制の一元化を目指す「経済新体制確立要綱」の閣議決定がなされるとい時代状況が、全漁連の運動の成長を許さなかった。②水産業統制は、1940年の8月の価格統制からはじまり、1941年4月の鮮魚介類配給統制規則、1942年1月の塩干魚介類の配給統制へと展開し、総ての鮮魚介類、その加工品たる塩干魚介藻類に及ぶものであった。これらの海産物に対する統制は、産地のみならず大都市消費地の場内場外の荷受機関、地方の商業組合・産業組合を含むものであった。③海洋漁業の統制が沿岸漁業よりも先に行われたのは、海洋漁業の漁船を徴用するとともに大東亜水産業での指導的地位を確立するためであった。

1942年末までには製品毎の統制団体が設立されたが、中水はこれらの各種統制団体を統合して一元化を目的とするものであった。

## (2) 全国漁業協同組合連合会と中央水産業会の事業概観

中水は、1943年9月に全漁連の事業を継承するので全漁連時代と中水時代を接続して、中水の事業の特徴を探ることにする。表2は、全漁連・中水の販売品と購買品の取扱高の推移である。

第1の特徴は、全漁連時代における鮮魚類の飛躍的な増大と中水時代における1944・1945年度分の顕著な急減である。鮮魚類の1939年度取扱額は、わずかに255万円にすぎなかったが、その後急増し3年後の1942年度には20倍の5,190万円となり、それぞれ各年度における取扱額にしめる割合は、11%から55%へと急上昇した。だが中水時代の1944年度取扱額は、なんと491万円に減少し、比較が可能な1942年度の9%に減少した。取扱額の割合も3%に低落、この傾向はその後もつづき1945年度も658万円4%である。但し、1943年度後半(表2の註①参照)の中水の鮮魚類の取扱額は35%をしめ

ており、この初期の時期は鮮魚類を引続き取引対象としていることは留意しておきたい。

第2の特徴は、水産物製品(加工品)の動向である。全漁連時代の当初は、鮮魚類以外の水産物製品、例えば昆布、柔魚製品、魚粕魚粉が主要であったが、1942年度迄にその割合は下降した。ところが中水時代には逆に水産物製品が90%以上をしめる。主な製品を、比較が可能な1942年度と1944年度についてみると、乾海苔が0から22%(3,824万円)へ、鱈製品が0から33%(5,658万円)へと、この2品目が顕著である。この2品目で55%をしめ中水の最重要品目であることが確認される。

第3に、鱈製品と乾海苔が過半を占めるとはいえ、それ以外の製品が40%以上もあり、中水の取扱製品は多品種であった。主な製品は、1944年度でみると昆布6%、柔魚製品5%、魚粕魚粉10%、削節6%、焼竹輪5%である。第4に、購買事業は、全漁連時代の1938~1942年度においては販売事業取扱額の40%以上をしめていたが、中水時代は事業額そのものが減少し、その割合も10数%にまで縮小した。中水の購買事業は低迷した。なお全漁連・中水を通じて購買事業の中心は綿漁網類である。

以上、事業を概観したが、端的に言えば全漁連の販売事業は鮮魚類の販売が中心であるが、中水は当初の1943年度後半には全漁連の性格を引継ぐものの、1944年度以降には鮮魚類は扱わずに海藻類(乾海苔と昆布)や水産物製造品(鱈製品など)の加工品に特化した。中水時代の購買事業は全漁連時代に比して低迷した。

## 2. 中央水産業会の成立と鱈製品の一手買取販売

### (1) 設立と統合

第八十一議会に提出されて1943年3月に公布された法律の中には、経済統制史上見過ごせない重要な4法律、すなわち商工組合法、商工経済会法、農業団体会法、水産業団体会法、がある。

表2 全漁連時代と中水時代の販売・購買事業 1939～1945年度

(イ) 販売事業の品目別取扱高

(単位 千円、%)

品名	全漁連時代								中水時代					
	1939		1940		1941		1942		1943 註		1944		1945	
一鮮魚類	2,552	11	7,498	17	19,391	41	51,894	55	25,946	35	4,908	3	6,576	4
二海藻類	16,208	69	15,554	35	12,920	27	23,215	25	20,414	27	56,356	33	74,342	47
1. 昆布	13,579	57	10,278	23	5,894	12	12,484	13	8,879	12	10,646	6	13,843	9
2. 石花菜	1,384	6	3,805	9	5,054	11	8,435	9	3,875	5	5,427	3	2,112	1
3. 若布	1,238	5	696	2	215	0	614	1	259	0	0	0		0
4. 乾海苔	2	0	340	1	420	1	0	0	7,161	10	38,336	22	57,993	37
5. その他	3	0	432	1	1,335	3	1,678	2	238	0	1,944	1	392	0
三水産製造品	4,876	21	21,318	48	15,499	32	18,604	20	28,824	38	111,166	64	77,323	49
1. 柔魚製品	955	4	6,396	14	2,389	5	4,839	5	8,476	11	9,017	5	12,126	8
2. 魚油	412	2	3,012	7	5,229	11	1,696	2	280	0	1,087	1	321	0
3. 魚粕魚粉	348	1	8,922	20	6,489	14	9,744	10	2,488	3	16,490	10	28,763	18
4. 鱈製品	955	4	998	2	0	0	0	0	14,812	20	56,576	33	23,259	15
5. 削節	0	0	407	1	137	0	15	0	0	0	11,163	6	6,578	4
6. 焼竹輪	0	0	0	0	0	0	0	0	1,234	2	8,966	5	5,926	4
7. その他	2,202	9	1,575	4	1,252	3	2,305	2	1,531	2	7,901	5	347	0
合計	23,636	100	44,270	100	47,811	100	93,713	100	75,186	100	172,521	100	158,242	100

(ロ) 購買事業の取扱額と主要な購買品

(単位 千円)

年度	販売事業 a	購買事業 b	b/a%	主要な購買品
1939	23,636	5,226	22	染料1,287、ゴム製品559、漁網567、網類366
1940	44,270	21,374	48	漁網5,148、鮫油4,780、綿製品(作業服等)2,169、銅線類1,503、
1941	47,811	23,544	49	綿漁網網7,319、石油類3,788、マニラ麻網網883+其他麻製品2,826
1942	93,713	36,359	39	綿漁網網14,938、石油類3,642、マニラ麻網網1,457+其他麻製品2,665
1943	75,186	13,561	18	綿漁網網4,187、石油類1,839、マニラ麻製品894+繊維ロープ404
1944	172,521	21,497	12	綿漁網網5,367、石油類1,538、マニラ麻製品1,011+大麻製品450
1945	158,242	18,233	12	綿漁網網6,721、計画造船船体1,433+同機関480、マニラ麻製品712+大麻製品944

資料：『事業報告書綴』本経252号。

註：1. 1943年度は中水時代の取扱額である(従って同年度の全漁連時代の前半期分は含まない)。

2. 販売事業の取扱高の右側数字は各年度の合計に対する割合を示す。

3. 1940年の販売合計額はママとした(計算値44,370)。また1944年度の「三水産製造品」の計は111,200だがママとした。

4. 魚粕魚粉は食料魚粉と魚肥である。1943年度は区別されていないが、それぞれ1944年度2,272、14,217、1945年度23,734、5,029千円である。

統制会による統制を第1段階とすれば、これら4法による統制は第2段階ともいふべきものであった。すなわち1942年度の「金融及び重要産業部面における統制会組織の完成に次いで農業団体、水産団体、地方経済組織たる商工会議所及び中小企業統制団体たる各種商工業組合の再編成が正に発足の期を迎へ」たからである<sup>26</sup>。商工組合法案の第1目的は統制事業であり、統制組合、施設組合、商工組合中央会の3団体からなり、重要産業団体令(1941年9月1日施行)<sup>27</sup>にもとづく統制会の下部機構として統制

組合をつくり強制加入を求めるものであった。

1943年3月に公布された水産業団体法の目的は、農林省水産局によると「生産資材等を最も有効適切に活用し、水産業の生産力を最高度に発揮し得るの体制」の「整備拡充」であった<sup>28</sup>。当時、すでに水産業の統制団体(会社)は多数存立したが、それらは統制団体として「国家の要請を充足」できず不充分であった。「団体の分立に因る各団体間の競争的傾向」や「団体に加入せざる生産者又は二重加入の生産者の存在」は、「組織系統を著しく錯雑」にして「水

産物生産計画の樹立及其の円滑なる実施」を妨げた<sup>29</sup>。

ところで中水が設立されたのは、公布から6ヶ月を経過した1943年9月であるが、経済統制は新しい段階（3段階）を迎えていた。9月21日の「現情勢下ニ於ケル国政運営要綱」（「各種統制機関、統制会社等生産第二線部面を徹底的に整理」が盛り込まれている）の閣議決定<sup>30</sup>、9月28日の軍需省設置の閣議決定、10月15日の会社統制令である。これらの一連の動きは、従来の五大重点産業から「航空機一本に目標」を絞り込むもので「生産増産」の限界の大きさを示すものであった<sup>31</sup>。

水産業部面と密接な関連（1944年6月の大都市の魚類統制会社の設立につながる）がある会社統制令は1943年8月2日の国家総動員審議会での「統制会社に関する勅令案要綱」決定に始まる<sup>32</sup>。「統制会社等の統制機関に対して徹底的整理を行ふと共に、その業務及び事務について徹底的刷新を行」うことが明示された。第八十一帝国議会での商工組合法の制定により従来の商業組合、工業組合ができなかった高度の統制ができたが、「業種、業態、規模等諸種の点よりして組合形態による統制」ができない部門があったからである。統制会社令の目的は、これらの会社に対する「基礎法規」を明確にして「政府の適切な監督」をすることであった<sup>33</sup>。

さて水産業団体法の目的は、井野農相の提案理由によると、水産業界には水産会の系統団体、漁業組合の系統団体、製造業者の団体があるが「相異なる性質ト目的」をもっており、「分立ハ生産増強ニ必要ナル各種生産必要資材ノ有効適切ナル配給ト、水産物生産計画ノ樹立及ビ其ノ円滑ナル実施」ができない。団体を統合して生産増強と「長期戦対処ノ体制ヲ確立」するといふものであった<sup>34</sup>。

水産業団体法における水産業団体は、漁業者団体である漁業協同組合、地方漁連、全漁連<sup>35</sup>がそれぞれ転換した漁業会<sup>36</sup>、道府県水産業会（地水）、中水と水産物製品製造業者の団体<sup>37</sup>で

あった。加工業者を水産業団体に含めた理由は、漁業と水産物製造とは「不可分の関係」にあり、水産物の総合的生産計画を樹立する上で必要であったからである。

1944年2月25日に地方水産業会会長会議が開催され、地水の中水への出資金を416万円（設立時）から1,000万円に増資することが決議された。これは、この時迄に地方漁連から地水への転換が進み、中水—地水という上からの系統組織の完了を示すものであった。青山憲三会長は挨拶で「地方水産業会モ余スニ、三府県ヲ以テ其ノ設立ヲ完了致スコトト相成リマシタノデ此ノ機会ヲ以チマシテ地方水産業会会長会議ヲ開催」したと述べている<sup>38</sup>。実際、地水は1943年11月から1944年2月頃迄には、海無県の長野、埼玉を除いてほぼ設立された（東京は少し遅れて1944年4月、静岡は例外的に1944年12月）<sup>39</sup>。

だが漁業協同組合の漁業会への組織転換はほとんど進まずむしろこれからの課題であった。地水会長会議の翌日2月26日の中水臨時総会で農商大臣は「漁業会其ノ他ノ最下部団体ノ設立モ不日完了スル予定デアリマシテ、茲ニ水産業団体ノ統合整備ハ……予定ノ実現ヲ見ルコトトナルワケデ……新制度ノ成果ガ拏ガルト否トハニ新団体今後ノ活動如何ニ懸ッテ居ルノデアリマシテ新シイ形ニ魂ヲ入レ又血ヲ通ハスコトハ各位ノゴ活躍ニ俟ツ外ナイ」（傍点……筆者、以下同じ）と檄を飛ばし<sup>40</sup>、最下部団体である漁業会の設立に地水が力を入れるよう促している。当局の基本的な目標が、中水—地水—漁業会という縦の「機構」の構築にあることはいうまでもない。その機構の土台ともいべき漁業会の設立は、丁度この時期から開始された。表3は、四半期別の漁業会の設立状況である。1944年度上期末までに81%が組織変えしている。なお、1944年2月26日の臨時総会では、中水の会則を変更して事務所を本所の外に東京、大阪、札幌、福岡に「従タル事務所」を設置することを決定して、中水の態勢を整えた<sup>41</sup>。

次に製造業会の成立状況をみる。各県の製造

表3 沿海漁業会の四半期別の設立数

成立年月	1944年 3月以前	1944年度				1945年度	戦後	合計
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～7月		
漁業会数	55	968	828	286	82	31	31	2,281

資料：『第七次漁業組合現況 第八次水産業団体现況 付録水産業団体名簿』農林省水産局 1946年9月、49-127頁より集計して作成。  
 註：漁業会は沿海のみで河川・湖沼漁業会は除く、また漁業会には非出資の漁業会を含む。

業会は、1944年の上半期を中心に設立された。各地方の製造業会は22、「中央」は1である。高知がもっともはやく1944年3月に、そして14の地方が1944年度上期であるが、製造業会の設立は順調には進んでいなかった。1944年6月迄に完了した地方は高知（3/21）、北海道（4/1）、山口（5/26）、香川（6/29）にすぎなかった<sup>42</sup>。道府県製造業会は、いずれも地水に加入することになっていた。全国的組織として展開したのは日本加工海苔製造業会（1944年4月12日設立）のみで中水に加入（1944年5月）したのは同製造業会のみであった。同団体は接収ではなく会員加盟である。

以上、中水の縦の関係ともいうべき、地水、漁業会、製造業会の設立は、1944年度の前期になってその組織は確立された。

さて中水は設立後、一方では縦の関係を構築するとともに、他方では、横の関係ともいうべき全国組織である従来の統制会社を統合し下記のごとく単一の統制会社へと成長した<sup>43</sup>。

- 1943・11・01 日本油肥販売株式会社・日本油肥水産組合  
食糧第2部の設置
- 1943・11・08 漁業用品商業組合連合会  
資材部の設置
- 1943・12・23 全国焼竹輪統制組合の事業統合  
食糧第3部の設置
- 1944・02・01 全国海苔配給統制組合の事業統合  
食糧第4部の設置
- 1944・03・01 日本海産物配給株式会社の事業統合  
食糧第5部の設置
- 1944・03・14 中水は鱈製品の中央統制機関に指定
- 1944・04・01 全国削節工業組合連合会

- 食糧第6部の設置
- 1944・05・01 日本食糧魚粉工業組合
- 食糧第6部の設置
- 1944・05・16 日本定置網漁業研究会  
日本鯉鮪釣漁業水産組合  
全国養魚組合連合会
- ※1944・06 七大都市の魚類統制会社へ出資150万円
- ※1944・03 魚商連と極洋保有の日本綿漁網株式を20万円で購入

表4は、中水に統合された統制団体（会社）の概況を示したものである。統合された団体（会社）は、漁業者に資材を販売する団体の漁業用品商業組合連合会を除いていずれも、魚油配給統制規則、水産物配給統制規則に基づいて指定された各種水産物製品の統制会社である。また中水は、全国削節工業組合連合会と漁業用品商業組合連合会を統合したがその企業整備も引継いだ<sup>44</sup>。

ところで中水の統合で見落とすことができないのは、1944年6月の魚類統制会社への出資である。中水は、先にみた会社統制令に基き設立された大都市の魚類統制会社へ合計153万円（7社）の出資をおこなった<sup>45</sup>。内訳は、京都魚類株式会社15万円、兵庫魚類株式会社20万円、大阪魚類株式会社40万円、東京水産物統制株式会社30万円、名古屋魚類統制株式会社20万円、神奈川県水産物統制株式会社8万円、福岡魚類統制会社20万円である<sup>46</sup>。1945年3月末の中水の株式所有は232万円であったが、その66%が魚類統制株式会社であった。魚類統制会社は中水の投資先として重要な位置にある。中水がこの時期に大都市の魚類統制会社の株式を保有した

表4 中水に統合された統制団体（会社）の概要

統合年月日	統制団体（会社）	概要
431101	日本油肥販売（株） 日本油肥水産組合	日本油肥水産組合は自治的統制団体として1940年4月に設立。会員数17,778人（1942年3月末）。日本油肥販売（株）は同組合の販売機関として設立、1940年8月魚油配給統制規則に基く集荷機関に指定。集荷の油肥はそれぞれ帝国油糧（株）、有機肥料配給（株）へ販売。なお日本油肥水産組合は1932年設立の日本フィッシュミール水産組合を改組したもの。
431108 （註2）	日本漁業用品商業組合連合会 （漁商連）	漁商連は綿網網商を中心に1939年5月設立。統制は販売数量の割当、購入及び販売の強制斡旋、営業統制。構成員は道府県別の漁業用資材の商業組合（44組合、1660名、1942年3月末）。アウトサイダー多し、日本マニラ麻商業組合、テグス・釣針などの商人の多数は組織外。漁業組合系統団体の購買事業との「相克摩擦」。
431223	全国焼竹輪統制組合	1941年9月自治的統制機関として設立。1942年4月指図式統制。1942年9月買取販売の本格統制。173名（工場数178）、15の支部と1支所で各地域の組合員を統括。出資金100万円。組合員数の多い地方は北海道（33）、青森（17）、岩手（20）宮城（80）・・・1943年3月末。組合員外30%の生産。
440201	全国海苔配給統制組合	1941年12月適正集荷と配給を目的に創設、自治的統制団体。1942年4月水産物配給統制規則の統制機関に指定。移入海苔も対象。各地の海苔集荷統制組合と朝鮮海苔統制株式会社及び朝鮮海苔荷捌組合等19団体で構成。同組合は組合員の海苔を直接買取り販売するので生産者販売価格と同組合の販売価格との差額が統制手数料として収入になる。この内3/4は地方海苔集荷統制組合などに交付。
440301	日本海産物配給（株）	1939年8月昆布鰯等の指定販売機関として日本海産物販売会社が創設。日本輸出海産物水産組合員の生産物を集荷し輸出業者に販売（支那向）。経営難に陥るが1942年7月社名を日本海産物配給（株）と改称。1942年9月水産物配給統制規則に基く昆布柔魚製品の統制機関に指定。同社の資本金300万円（6万株）、その構成は漁業組合関係3万、柔魚製品業者15,000、昆布業者15,000。事業は生産者から漁業組合系統を通じて集荷、計画配給。本店の他に営業所（根室・小樽・函館・大阪・長崎）、出張所（青森・下関）。
440401	全国削節工業組合連合会	同連合会は1941年9月設立、1942年7月水産物配給統制規則による指定。地方別に設立の削節工業組合が構成員（44団体、2544名）。出資金200万円
440501	日本食糧魚粉工業組合	
	日本鰹鮪釣漁業水産組合	組合員数473 資格は20トン以上の漁船の鰹鮪釣漁業
440516	日本定置網漁業研究会	

資料：神山俊『水産業団体法の解説』1944年9月より作成。

註：1. 魚油配給統制規則は、1940年8月19日農林省令71号、『内外調査資料』第13年第7輯、1941年9月。魚油とは鰹油と鯷油である。

2. 漁商連の統合年月日は、農商省による知事宛の解散命令を出した日付である。

のは何故であろうか。

1944年4月14日、「生鮮食料品の出荷配給機構の整備強化に関する件」が閣議決定され、生鮮魚介類の統制が変更された（1941年4月の鮮魚介配給統制規則の変更）。その要点の第1は、陸揚地での出荷計画は、大部分が「個人生産者、産地出荷商人等」の「出荷統制組合」が行っているが、地水（従来の道府県漁連）があたるのが「最も適当」なのでこの方向に指導する。この閣議決定は、この頃迄に地水が全国的に成立したからだと思われる。第2は、1941年4月の生鮮魚介類配給規則で決めた指定消費地域（「四大消費ブロック」）を都府県ごとに分割し荷受機関も行政区域と一致させる。第3は、荷受機関を従来の「魚類配給統制協会」から新統制会社に変更し公共性を付与する。具体的には、既

存のすべての卸売機関、関係都府県及市等（行政庁による事業運営に関与）、帝水、関係小売商業組合（「出荷末端両方面との連絡を密」にする）が、新統制会社（一元的荷受配給の統制機関）の出資者とされたことである。第4は、品目別の卸売機関の統合一鮮魚のみならず塩乾魚類の卸売機関の統合である。また末端配給は、共同経営制とする、であった<sup>47</sup>。

この閣議決定によりどのような変化があったかを消費地に目を向けて考察する。農商大臣は5月24日に統制会社設立命令を出した。東京の場合<sup>48</sup>の受命者は、東京魚市場（株）、東京魚商業組合、東京都水産業会、中央水産業会、帝国水産統制（株）、東京都で、統制会社の設立時期は6月30日とされた。資本金2,500万円（500,000株）の出資者は、東京魚市場会社1,890

万円（全額現物出資378,000株）、東京都500万円（現金出資100,000株）、帝国水産統制（株）60万円（現金出資12,000株）、東京都水産業会10万円（現金出資2,000株）、東京魚商業組合40万円（現金出資8,000株）、であった（ここでは中水の名前はでない）。

1944年6月28日に創立総会が開催され東京水産物統制会社が発足、8月以降、京浜地区魚類配給統制協会と東京魚市場の二元的な統制配給実務は「一元化」された。東京水産物統制会社は、既存の荷受機関である魚問屋をすべて出資者にして統制業務と実務を分離したばかりでなく、行政の出資により行政庁による事業運営への関与を強化した。その狙いは、従来の魚問屋を単なる出資者に切替えることにより自由主義的な行動を制限することであった。東京魚市場株式会社社長の田口達三は、この会社を「官選重役」の出向による「官僚の統制会社」であったと証言している。

「この統制会社は、株主の意向は殆んど無視され、当時東京都経済局長福本柳一氏の意を汲んで、市場長の石原幹一郎さんが人事のお膳立てをしていた。当初は福本さんの家に呼ばれ、……都の資本を五百万円出資することを申渡された。……役所が益々指導権を握ることになり、人事でも営業でも、私の意見は段々通らなくなっていく。市場のことに全然素人の真藤さんが社長<真藤慎太郎は北水会長、中水の副会長、帝国水産会副社長、そして代議士……筆者註>とは、随分無茶な話だと思ったが、私がここで意見を云ってもしかたない社会情勢だったのである。私は終に平理事になりさがってしまった」<sup>49</sup>

ところで、統制立法の強化は、1944年秋になると更に強められた。1944年9月2日付で集出荷の整備強化を図るために「実施要綱」を決定、地方長官に通牒した。その要点は、地方長官の責任出荷制を求めたものであった。その背景は大臣指定の指定陸揚地における水揚割合の低下にあった。鮮魚介出荷統制規則制定当時（1941

年4月）の農商大臣指定地区揚げ地の総水揚げ高は全国陸揚地の70%であったが、最近は「陸揚が漸次沿岸各地の小陸揚地に移行」<sup>50</sup>したからであった。1944年11月1日公布即日実施の「新水産物配給統制規則」は鮮魚介配給統制規則と水産物配給統制規則の「総合統一」を目的とするもので、その要点は、

- 「一、指定陸揚地における統制機関による計画出荷を取り止め、地方長官が統制機関に出荷の指示を行うようにし、その出荷責任制に関する規定を明文化した。
- 二、指定出荷機関は、主としてその府県水産業会として、その出荷機能を強化……。
- 三、水産物、鮮魚介すべて指定出荷機関に集中し、出荷の一元化をはかる……。
- 四、水産物と鮮魚介の指定消費地域を一本化し、かつ……広島地域（広島市、呉市）を追加……。
- 五、業務用水産物に対する消費者の取得の制限を強化し、指定荷受機関以外から購入することができないようにした（つまり料理屋などの大口買出しの禁止）」<sup>51</sup>

地方長官の出荷責任制の内容は、①地方長官は指定陸揚地たるかどうかに関係なく県内で陸揚げせられるものは全部地方長官が指導監督する。②出荷計画樹立の実務は地水が取纏める<sup>52</sup>。この時点になっても鮮魚についての出荷計画の力は系統団体にはなかった。

以上、中水の設立後の統合過程を検討した。中水は、一方では、出資者である、地水—漁業会、製造業会の機構を1944年上期までに整備した（縦構造）。他方、各種水産物製造や集荷販売の全国的組織である統制機関並に資材配給の魚商連を統合、その事業を「企業整備」をも含めて1944年4月頃までにすべて引継いだ（横構造）。そしてさらに大都市における魚類統制会社への出資を通じて進出した<sup>53</sup>（奥行構造）。中水の機構はこうして確立した。1944年9月4日の中水役員会で、会長は中水の「統合接収」

によって「陣容の整備」が完了したために「機構が著しく複雑化するに至りましたことは否定し難い」、そこで「先般本会の機構の改革を断行すると共に人事上の刷新」を行ったと述べた<sup>54</sup>。1944年8月頃迄に中水を中核とする沿岸漁業の統制機構は完了したといえよう。

## (2) 鱈製品の一手買取販売と都道府県水産業会による代行

鱈（イワシ）は、1942年度に中央統制品の1つになっていたが統制機関の指定はなされず、事実上、地水が統制機関となっていた。1942年度の事情を全漁連は「地方統制ハ予想外ノ進捗ヲ示シ地方漁連ノ目覚シキ活躍ト相俟ッテ県令ニ依リ県漁連ガ統制機関トシテ指定セラレタル府県ハ二〇ヲ算シ又県漁連ガ自治的ニ過半数以上取扱ヲ為シ居ルハ九県ニシテ既ニ漁組系統ニ於テ鱈製品ニ付テハ統制ヲ行ヒ居ル状態」<sup>55</sup>と報告している。

全漁連の鱈統制機関としての指定は認められなかったが、中水時代になった1943年11月より翌年3月迄「暫定措置」（「例外価格ノ許可ヲ受ケ生産県当局ト緊密ナル連絡ヲ保チ県外移出ノモノハ凡テ本会之ヲ計画的ニ配給」）が採られるに至った<sup>56</sup>。中水は鱈製品の取扱を開始し、1943年度の鱈の取扱高は1,481万円となり、同年度の取扱割合は20%（1942年度はゼロ）をしめるほどであった。

1944年度の鱈製品取扱高（売却高）5,658万円は、同年度の全取扱額1億7,252万円の33%をしめ、それまでの鮮魚にかわり一躍中水の主力製品となった（鱈製品の主な事務所は大阪支所2,069万円、福岡支所1,011万円、長崎出張所946万円であり、この3事務所71%をしめた<sup>57</sup>。鱈製品の生産地は西日本中心である）。これはすでに見たように、一方では1944年4月15日の閣議決定「生鮮食料品の出荷配給機構の整備強化に関する件」により、鮮魚の出荷責任主体・実務を地方庁・地水へ移行するとともに、中水は協力者にまわり鮮魚の取扱をせず、他方

では鱈製品の統制機関として「一手買取」販売に乗出したことによる。

ところで1944年3月31日の水産物配給統制規則の改正に伴って「鱈製品配給統制要綱（案）」が作成された<sup>58</sup>。その統制方針は、中水を「水産物配給統制規則」による鱈製品（塩乾鱈、煮干鱈、塩鱈、素乾鱈の4種）の統制機関に指定、「集荷保蔵及計画配給」をさせることであった。その「集荷並配給」の具体的項目は以下のごとくであった。

- 「(一) 鱈製品ノ一手買取 中央水産業会ハ鱈製品ノ製造ヲ為ス者ヨリ……漁業会等其ノ所属スル団体ヲ通ジテ産地検査所又ハ集荷場渡ニテ買取ルモノトシ……地方水産業会（都府県漁業組合ヲ含ム）等ヲシテ之ニ代行セシムル……
- (二) 産地集荷業者ノ取扱 地方集荷並ニ出荷ニ当リテハ現在ノ取扱業者ノ知識経験ヲ活用シ之ガ円滑ナル運営ヲ図ル為業者ヲ地方水産業会ニ吸収シ又ハ一定ノ手数料ヲ以テ実務ヲ代行セシムル……
- (三) 荷受機関 一般民需鱈製品ニ付キテハ品目ニ応ジ原則トシテ都道府県若ハ指定消費地域ノ水産物荷受機関又ハ鮮魚介荷受機関ヲシテ荷受セシムル……
- (四) 荷渡方法 中央水産業会ハ……鱈製品ヲ荷受機関ニ対シ消費地渡ニテ引渡ス……
- (五) 末端配給 末端配給ニ付テハ地方長官ニ於テ……適正配給ヲ期スル様……特ニ鮮魚介ノ計画配給ヲ実施シ居ル都市等ニ於テハ之トノ綜合配給ニ付キ考慮スルコト」<sup>59</sup>

見られるように「要綱」は、鱈製品の集荷から末端配給に至る過程についての統制内容を規定している。1つは、中水の業務は、鱈製品の「一手買取」の担い手となって、製造業者から漁業会などを通じて「産地検査所又ハ集荷場渡」で買取り、その製品を「都道府県若ハ指定消費地域」の「消費地域」において、「水産物荷受機関」または「鮮魚介荷受機関」に引渡すこと

である。留意すべきは、中水の「買取」と「出荷」は、中水自体は行わずに地水が「代行」する点である。2つは、現在の「産地集荷業者」に対してその「知識経験ヲ活用」するために地水に「吸収」または「実務ヲ代行」させるとし、共存を図っているようである。3つは、都市での鮮魚介との「総合配給」である。

ところで「鱈製品配給統制要綱」とは別に1944年3月31付「鱈製品取扱要綱(案)」なる資料が作成された。鱈製品の「事務処理」を詳細に規定しており農林省の作成と思われる。条文には小見出しが付され全体の構成は、総則1～5条、生産計画6～8条、配給計画9～11条、出荷計画12～16条、受渡実務17～27条、代金決済28～29条、取扱費30～31条、諸計算書32～33条である。代行費や諸掛費用はこの要綱案の中に具体的に記されており、地水との交渉はこの文書に基いている。

さて1944年4月6日付で食糧第2部長は、福岡出張所へ通知し「実務ノ一部代行」につき地水と協定書をむすぶための交渉を求めた<sup>60</sup>。この時、出張所による地水との交渉用に「協定書(案)」とそれに関連する「鱈製品統制上地方水産業会ニ対スル実務ノ一部代行並ニ之ニ伴フ諸経費支払ニ関スル方針」なる文書が添えられていた<sup>61</sup>。以下では中水が下部団体をどのように考え何を求めていたのかを考察する。

第1に、実務を代行させるに当り系統団体の頂点に立つ中水と地水並に漁業会のそれぞれの役割について中水がどのように考えていたかをみておこう。

「(一) 漁業会……ハ地区内製造業者ニ対スル指導統制並ニ産地集荷場迄ノ製品ノ蒐集及統制機関ニ対スル売渡事務並ニ必要資材ノ配給、代金ノ支払等ヲ担当……区域内製造業者ト一体ヲナシ活動スルモノトシ諸経費ハ製造業者ノ販売価格ヨリ一定率ヲ控除之ニ充当スル……、

(二) 地方水産業会……ハ管内ノ漁業会……ニ対シテ製品統制上必要ナル諸般ノ施設ヲ……

行フト共ニ他方ニ於テハ統制機関タル中央水産業会ノ実務代行者トシテ産地集荷場ニ於テ漁業会……ヨリ製品ヲ受取り之ヲ最寄駅貨車乗迄ノ管理搬出ノ実務ヲ担当……駅出諸掛及代行手数料ハ一定額ヲ中央水産業会ヨリ交付スル……

(三) 中央水産業会(ハ…筆者) 水産物配給統制規則ニ基ク統制機関トシテノ業務並ニ系統団体トシテノ各般ノ指導統制ヲ担当スル<sup>62</sup>

ここには産地における鱈製品を統制する上での系統団体の役割が明瞭に記述されている。漁業会は「製造業者ト一体」となって製品を「産地集荷場迄」蒐集して、地水への「売渡事務」と製造業者への「代金支払」を担当する。すなわち漁業会は製造業者の横流しを防ぐ上で決定的役割を果たす。地水は中水の代行者として「産地集荷場」で漁業会より製品を受取り、これを「最寄駅貨車乗迄ノ管理搬出」する。そして中水は「駅出諸掛及代行手数料」として「一定額」を交付するというものであった。すでに見たように地水はこの時期迄に設立がほぼ完了したが、漁業会の設立は1944年度の前半期であり、まさにこれからであった。この点からすれば、中水は鱈製品の「一手買取」を通じて下部構造をなす地水と漁業会との体制の構築如何が、統制団体の中核としての地位を確立する上で最重要課題であったといっても過言ではないだろう。

第2は、福岡出張所管内の各県の「諸掛費用」の最高額を示し(=「県毎ニプールヲ為シタル一定額ノ諸掛」)、その範囲内でなるべく「低位ニ取極」て状況に応じてこの範囲内で処置できるようにすることであった(表5の地水別の「最高額」の欄)。また代行手数料は鱈製品の買取価格の1分5厘とし、各県とも一率であった。問題は、中水が地水に支払う代行の「諸掛費用」の最高額があらかじめ決められていることである。地水は、その都度実費を支出するにもかかわらず、中水からの支払額は定額なのである。

鱈製品の代行協定についての中水と県水の交

表5 地方水産業会に交付すべき諸掛費用の最高額と締結額

(単位 10貫当 円)

鱈製品の品目		山口	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
煮乾鱈・素乾鱈	最高額	1.47	1.42	1.40	1.67	1.57	1.25	1.30	1.50
	覚書	1.50		1.25	1.55	1.50	1.23	1.15	1.35
塩乾鱈・塩蔵鱈	最高額	1.07	1.02	1.00	1.27	1.17	0.82	1.90	1.10
	覚書	1.10		1.00	1.27	1.17	0.83	1.00	1.20
(覚書の締結月日)		6・12		4・26	4・21	4・24	2・26	5・04	5・03

資料：『鱈製品契約並協定書』下関2号、1944年1月～1945年4月。

註：最高額は、1944年4月6日付で本部食糧第2部長が福岡出張所へ示した10貫当りの諸掛費用の金額である。また覚書欄の金額は各県水との交渉で決まったものである。

渉は、1944年4月21日の長崎県水を皮切りに行われたが、「代行取扱費」をめぐる対立した。そのことは「六県水産業会協議会」が5月20日に開催されたことで表面化した。愛媛、大分、宮崎、佐賀、長崎、山口の各県水は、山口市に集まり（山口県水が主催、愛媛と大分県水は欠席）、中水と「鱈製品ノ代行取扱者タル地方水産業会トノ連繫ノ緊密化」について協議を行った。

1944年6月10付で山口県水会長が中水会長へ宛てた陳情書は下記のとおりである。

- 「一、煮干鱈代行取扱経費中ニ八人件費ヲモ包含セラルル様要望ノ件 ……集荷ノ完璧ヲ期スルニハ新ニ集荷以後ニ於ケル出荷取扱ニ要スル人員ヲ増置ノ要アリ 随テ……取扱手数料「千分ノ十五」ヲ改訂増額セラルルカ又ハ所要人件費ノ全額ヲ取扱実費中ニ包含セラレ中央水産業会ノ負担トセラレタシ
- 二、諸掛勘定ニ関スル理由 ……諸掛ニ関シ協定……ハ地域のニ地方水産業会トノ連合会議ヲ開催シテ協定ノ公正妥當ヲ期セラレタシ
- 三、生産奨励金交付ニ関スル理由 ……生産奨励金交付……ハ個々ノ生産者ニ交付スルコトハ無益ナルヲ以テ寧ロ漁業会ニ依ル集出荷奨励ヲナスト共ニ地方水産業会ノ代行取扱ノ労苦ヲ御賢察ノ上代行成績ノ向上ニ遺憾ナカラシムル様十二分ノ考慮ヲ払ハレタシ
- 四、将来……中央統制ヲ行ハルル場合ハ左ノ点ヲ考慮シテ価格ノ制定及取扱方法ヲ決定セラレタシ理由 県水ハ……新規必須ノ各種事業ヲ総合的強力ニ推進シ以テ生産増強ノ実ヲ挙ゲ

得ルノ実情ニアリ 依而地水ノ立場ヲ考慮セズシテ主要生産物ノミヲ中央統制トセラルルコトナキ様考慮セラレタシ」<sup>63</sup>

この陳情書は、中水が地水に提示している鱈製品の取扱費や代行手数料に対して不満を述べたものである。諸掛費用が実費ではなく一方的に中水から提示されたことに対して異論を唱えたといえる。陳情書の四の「地水ノ立場ヲ考慮セズシテ主要生産物ノミヲ中央統制」としないようにとの見解からすると、地水が鱈製品の指定を受けたものを中央統制品目にしたことへの不満があったとも推察される。この陳情書に対して中水がどのような回答をしたかは不明であるが、協定書の締結は取りやめとなり、「覚書」にとどめる方針に転換した<sup>64</sup>。

以上、中水の統合による水産業統制の形成過程を検討した。鱈の取扱就中一手買取販売権をもったことの意義が大きかった。次節では中水の統合と事業を可能にした農林中金からの借入金に目を向けよう。

### 3. 中央水産業会と農林中央金庫、荷受機関の信用

#### (1) 借入金の概況、統合資金

本項の課題は、中水の借入金を残高の動向を通して概観し、借入資金と統合との関わりを考察することである。まず表6の貸借対照表により、中水の借入金とその運用を概観する。「借方」欄借入金は、全漁連・中水時代を通じて借方金額合計の50%前後をしめ事業の中心的な資金源

表6 全漁連・中水の貸借対照表

(単位 千円)

科目		1941.3		1942・3		1943・3		1944・3		1945・3		1946・3	
貸方	払込未済出資金	3,233	17	2,766	18	2,315	19	1,794	4	7,319	10	6,029	5
	土地建物	595	3	597	4	567	5	603	1	969	1	871	1
	工場設備	781	4	724	5	574	5	525	1	735	1	954	1
	出資金、株式	3,329	17	3,335	22	2,129	17	2,796	7	2,633	3	3,648	3
	現金預金	1,370	7	948	6	670	5	1,743	4	4,655	6	16,976	13
	購買品	796	4	2,028	14	156	1	219	1	871	1	9,375	7
	購買品売掛金	6,482	34	4,041	27	3,767	31	2,904	7	2,605	3	10,485	8
	販売品	176	1	60	0	50	0	7,467	18	13,406	18	11,852	9
	販売品売掛金	640	3	56	0	57	0	8,368	20	20,740	27	38,798	29
	前渡金・仮払金	1,251	7	262	2	357	3	8,256	20	15,555	20	20,957	16
	未収金・取立手形	166	1	139	1	62	1	6,294	15	1,938	3	2,668	2
	原材料品	0	0	0	0	1,630	13	1,197	3	1,484	2	2,118	2
	其他	277	1	61	0	0	0	0	0	3,626	5	6,807	5
合計	19,102	100	15,022	100	12,339	100	42,173	100	76,540	100	131,543	100	
借方	出資金	4,157	22	4,157	28	4,157	34	4,157	10	10,239	13	10,239	8
	準備金・積立金	127	1	172	1	175	1	370	1	1,417	2	1,675	1
	借入金	9,777	51	7,532	50	6,566	53	17,585	42	42,463	55	77,463	59
	未払込出資金・株式	1,989	10	1,990	13	42	0	42	0	41	0	521	0
	販売品買掛金	0	0	0	0	0	0	3,170	8	2,736	4	9,900	8
	購買品買掛金	1,027	5	871	6	513	4	639	2	893	1	4,733	4
	仮受金	506	3	133	1	579	5	6,358	15	10,595	14	16,351	12
	諸未払金	1,419	7	159	1	96	1	9,534	23	7,781	10	7,859	6
	其他	97	1	6	0	208	2	314	1	371	0	2,798	2
	合計	19,102	100	15,022	100	12,339	100	42,173	100	76,540	100	131,543	100

資料：『事業報告書綴』本経252号、1938～1945年度。

註：各欄の右側数字は、各年度末の合計に対する割合を示す。

であり、払込資本金(出資金－払込未済資本金)はとるに足らない。つまり中水の事業は基本的には借入金に依存しているといつてよい。但し中水時代の1944年3月末と1945年3月末の仮受金は、それぞれ15%、14%であり、借入金に次ぐ無視できない割合をしめる。次に「貸方」欄に目を向けると、資金運用の特徴は、全漁連時代では購買品売掛金と出資金・株式が主な勘定であったが(両方で50%程度を占める)、中水時代には販売品売掛金と前渡金・仮渡金が主な勘定である。つまり資金運用の中心が購買事業から販売事業に移行するとともに、新たな資金運用面として前渡金・仮渡金が大きく登場している。

中水の事業に必要な資金は、設立当初から農

林中金からの借入金が予定された。設立総会では、事業には概算3,100万円が必要だが、この資金は「払込済出資金、賦課金、政府交付金及借入金」で賄うとした。そして借入金は「主トシテ農林中央金庫ヨリ調達スル予定」とされ、1943年度の借入最高限度は3,000万円と決定していた<sup>65</sup>。

さて借入金分析に使用する資料は、中水の『手形借入金元帳』本経273号(1943年4月～1946年10月)と『証書借入金元帳』本経468号(1943年4月～1948年11月)である。両元帳とも年月日順に、摘要、受入(借入)、支払(償還)、残高の欄があり、特に重要と思われる点は、「摘要」欄の記載事項である。『手形借入金元帳』の場合、手形番号とその資金が購買資金なのか販売資金

表7 資金種類別の借入金 of 用途別月別残高の推移

(単位：千円)

年月末	手形借入				a/(a + b)	証書借入				合計 (a + b)
	販売資金	購買資金	其他	計 a		株式払込 資金	設備資金	共助金	計 b	
4303	0	4,000	680	4,680	73	924	786	0	1,710	6,391
4304	0	3,550	680	4,230	71	924	786	0	1,710	5,941
4305	0	3,400	680	4,080	71	924	752	0	1,676	5,757
4306	0	2,900	150	3,050	58	1,416	752	0	2,168	5,218
4307	0	2,000	0	2,000	46	1,566	752	0	2,318	4,318
4308	300	1,300	0	1,600	41	1,561	752	0	2,313	3,913
4309	300	1,350	0	1,650	42	1,561	744	0	2,305	3,955
4310	1,700	1,300	0	3,000	57	1,519	744	0	2,263	5,263
4311	550	1,400	0	1,950	47	1,519	709	0	2,228	4,178
4312	3,500	1,400	0	4,900	70	1,418	709	0	2,128	7,028
4401	1,200	2,050	600	3,850	64	1,418	709	0	2,128	5,978
4402	500	0	600	1,100	34	1,413	709	0	2,123	3,223
4403	10,900	3,900	600	15,400	88	1,413	700	0	2,114	17,514
4404	12,200	900	600	13,700	87	1,413	700	0	2,114	15,814
4405	14,300	1,300	600	16,200	89	1,413	664	0	2,078	18,278
4406	9,600	700	3,290	13,590	87	1,337	664	0	2,001	15,591
4407	11,300	2,100	3,290	16,690	89	1,337	664	0	2,001	18,691
4408	13,100	2,500	1,400	17,000	90	1,332	655	0	1,987	18,987
4409	13,700	3,000	1,520	18,220	90	1,332	655	0	1,987	20,207
4410	15,200	3,500	1,520	20,220	91	1,290	655	0	1,945	22,165
4411	20,500	3,500	920	24,920	81	2,790	618	2,591	5,999	30,919
4412	32,000	4,500	920	37,420	88	2,231	324	2,591	5,147	42,567
4501	32,000	4,500	920	37,420	87	2,524	324	2,791	5,640	43,060
4502	31,000	3,000	920	34,920	87	1,913	324	2,791	5,028	39,948
4503	32,000	4,500	0	36,500	86	1,898	1,324	2,719	5,941	42,441
4504	32,000	4,500	0	36,500	86	1,898	1,339	2,719	5,956	42,456
4505	32,000	4,500	0	36,500	86	1,775	1,309	2,719	5,804	42,304
4506	36,500	4,500	0	41,000	88	1,760	1,309	2,719	5,789	46,789
4507	36,500	4,500	0	41,000	88	1,760	1,309	2,719	5,789	46,789
4508	36,500	10,000	0	46,500	88	1,760	1,309	3,196	6,266	52,766
4509	36,500	10,000	0	46,500	88	1,760	1,309	3,185	6,255	52,755

資料：『手形借入金元帳』本経273号、『証書借入金元帳』本経468号より作成。

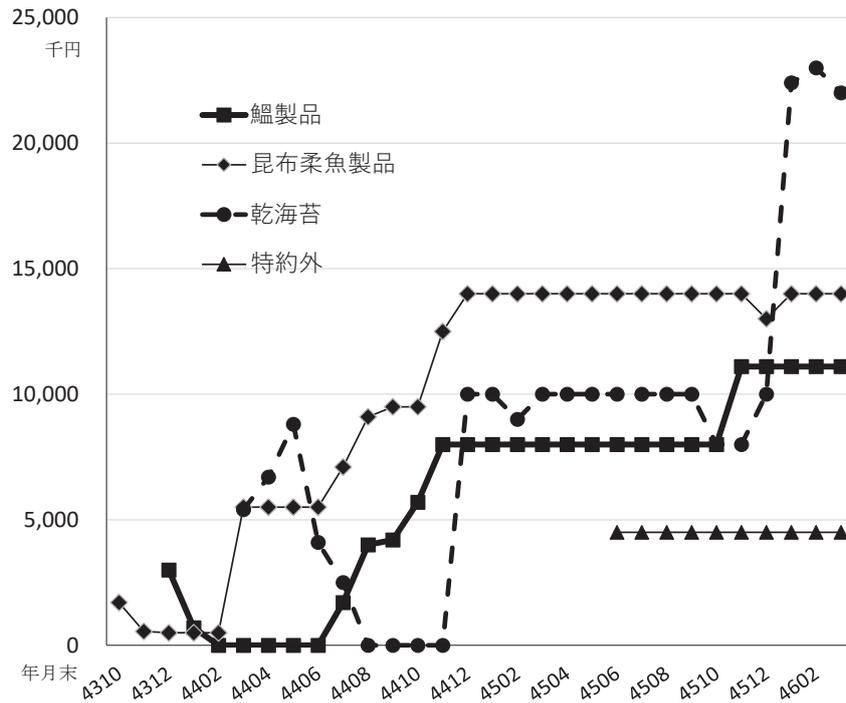
註：共助金の借入先は一部国民更生金庫である。

のみならず、さらに販売資金ではその品目別内訳（例えば鱈製品、乾海苔等）が記されていることである。

表7は、戦時下の手形借入資金と証書借入金を資金用途別に区分し、それぞれの月末における残高を一覧表にしたものである。中水の手形借入残高は、①1944年2月末迄は500万円未満であったが、同年3月末には1,540万円へとわずか1ヶ月で3倍へと急増した。その後1944年

度に入ると変動しながらも漸増し同年10月末には2,022万円に増加、そして2ヶ月後の同年12月末には3,742万円へとわずか2ヶ月間に1・85倍へと急増している。②ところが1945年になると残高は増加せず、横ばい乃至減少し同年5月末には3,650万円となる。③その後敗戦間際の6～7月末4,100万円へと増加する。こうした手形借入の月末残高の推移は、主として販売資金の残高の推移によって規定されている。購

図1 販売資金の製品別月別手形借入残高の推移 1943年10月～1946年3月



資料：『手形借入金元帳』本経273号より作成。  
 註：1943年度前半期の手形借入金の販売資金は8月末と9月末に寒天の残高30万円のみである。

買資金は1943年4月から戦争が終る直前の1945年7月迄は450万未滿で停滞的である。

図1は、手形借入金の内、販売資金がどのような製品の集荷に使用されているかを考察するために作成した。第1の特徴は、中水における販売品の集荷資金借入は、鱈（イワシ）製品、昆布柔魚（イカ）製品、乾海苔という3つの製品に限られていることである（昆布と柔魚製品は別物であるが借入資金としては一括）。これらの3品目の集荷に当てられる借入資金は、1943年度の全漁連時代にはなされず中水時代になってはじめて農林中金から借入れられたものである。第2の特徴は、3つの資金の内、昆布柔魚製品と乾海苔は統合に伴って残高を引継いだものということである。昆布柔魚製品資金の残高は、1943年11月から1944年2月は50～55万円にすぎなかったが、同年3月末には一挙に550万円へと急増する。これは3月1日の日本海産物配給（株）の統合に伴って同社の残高500万円を引継いだことによる。また海苔の残高は1943年度において2月迄ゼロだが、同年度

3月末には540万円が計上された。これは、1944年2月1日の全国配給海苔統制組合の売掛金の引継による。（2月に残高がないのは統合実務の遅れによる）。この残高は、同組合の売掛金の引継によるので、8月末には売掛金の回収に伴いゼロになる。そして1944年12月になって海苔の時期になり、矢継ぎ早に6通の手形を振出し12月末には一挙に1,000万円の残高をもつに至る。

第3の特徴は、鱈製品の集荷資金が、1944年度から急増し、1945年度の戦時下において800万円の残高をもち中水の柱の1つになっていることである。これは、すでに見たように、中水が1944年4月に鱈製品の一手買取の販売指定を受けたことによる。もっとも1943年度においても鱈の集荷資金の借入はなされ、中水は設立当初より借入をなす。第4の特徴は、3品目共1944年12月迄は残高が急増して年末にピークを迎えるが、其後は敗戦時まで横ばいで推移していることである。すなわち昆布柔魚製品の残高は、1944年12月に1,400万円に達するが1945年

1月以降ほとんど変化しない。また海苔の残高は、海苔のシーズンになったこともあって1944年12月に1,000万円になり、その後は1945年9月迄ほとんど変化がない。同様に鱈製品資金の残高は1944年12月に800万円になり、その後は1945年10月迄まったく変化しない。まるで資料の誤記のようでさえあるが、これはそれぞれの製品資金について借入最高限度があるからである。

以上の特徴を踏まえて、まず第2の特徴に目を向けて掘り下げる。中水の海苔資金の1944年3月末の残高540万円は、同年2月1日付の全国海苔配給統制組合の統合により同組合の債務の引継による。中水は、同組合を統合して食糧第4部を設置、海苔の販売事業を開始した。そして事業に要する運転資金を農林中金から借入れるために同金庫と最高借入額1,000万円の約定を締結する。下記の引用は1944年2月23日付の中水の借入申出に対する農林中金の回答（3月23日付）である。

「去ル二月二十三日付御申込有之候海苔買取資金特約手形割引約定ノ件左記ノ通り御取計可申上候間御了承ノ上別紙案文<「特約手形借入約定書」……筆者註>ニヨル約定書作成御提出被下度此段御通知迄得貴意候 記

- 一、極度金額 金壺千万円也
- 一、約定期間 昭和二十年三月 日（約定日付後一ケ年以内）
- 一、割引方法 六十日以内手形ニ依ル
- 一、割引利率 日歩一錢一厘」<sup>66</sup>

要旨は、「海苔買取資金」として最高1,000万円、必要な時に60日以内手形を割り引く方法で融資するので「特約手形借入約定書」を差出なさいというものであった。同約定書には、貸付限度や約定期間などが記され、さらに約定期間中、中水の経営内容に関わる様々な書類の報告が求められた。こうして中水は、海苔販売事業資金を調達するために、1944年3月24日に200万円（#48）、同月31日に340万円（#49）

の手形を振出した。では、この調達資金はどのように具体的に運用されたのか。

1943年度末において、本所食糧第4部には533万円の「配給海苔」の売掛金が存在する<sup>67</sup>。食糧第4部は全国海苔配給統制組合を統合したことで中水内に設けられた部署である。この事実から判断すれば、中水は同組合の売掛金を引継ぎ、回収迄の運転資金として農林中金から借入れたと考えることができる。このように海苔の借入資金は、1943年度にはまったく借入がなかったが、統合したことで中水の重要な柱となる。

次に昆布柔魚の借入資金に目を向けよう。昆布柔魚の販売資金の借入残高は、1944年の2月末には50万円にすぎなかったが、3月末には550万円と急増した。これは、1944年3月1日付で中水へ日本海産物配給（株）の統合に伴うものである。昆布と柔魚製品を扱うこの会社は、表向きは3月初めに統合されるが、実際はすすまなかった。3月30日、中水は、同社の借入金の「代位弁済」について審議した。

「標記会社ノ……資産負債ハ二月末日現在ノ計算ニ於テ……引継ノ予定ノ処 会社ノ事務進捗捗ラズ……引継モ遷延…… 一方会社ノ本社ニ於ケル借入金ハ左記<註参照……筆者>ノ通り一部ハ既ニ支払勘定経過シ残余モ一兩日中二期日到來致スモ会社ニ決済資金ノ手持ナク借入先銀行ヨリハ急遽決裁方督促頻リニシテ会社モ困却ノ末 昨日突然本会ニ対シ何分ノ援助方要請有之候……中略……此度借入金ノミヲ切離シテ本会ニ引継グ」<sup>68</sup>

註：引用中の「左記」は、「本社」の借入金残高6口550万円の明細を示す。住友銀行2口100万円（支払期日は3月20、23日）、帝国銀行2口60万円（支払期日は3月22、27日）、安田銀行2口30万円（支払期日は3月31日、4月1日）

その内容は、日本海産物配給（株）の資産負債は2月末の勘定で引継ぐ予定であったが「事務進捗」が捗らず引継ぎが遅れた。そうした中

で同社本社の借入金の一部は支払期限がすぎ、残余は一両日中に期限が到来する。同社には決済資金の手持がなく困って昨日、中水へ援助の申出があった。近い内に同社の資産と負債は引継ぐ予定なので「一括引継」でなく「借入金ノミヲ切離シテ本会ニ引継」ぐことにしたい。すなわち同社の都銀からの借入金を中水が「代位弁済」して、後日、精算するというものであった。

この起案は、実施され、中水は3月31日付で農林中金に手形#50を振出して550万円を借入れた。この借入資金は「販売事業資金借入（日海配借入金立替払資金）」<sup>69</sup>と記されており、日本海産物配給（株）での販売事業資金であったことが確認される。この農林中金からの借入金は1946年3月迄、借替が続き返済されなかった。日本海産物配給（株）は、この時点で経営的に行き詰り、都銀からみれば不良債権であり、農林中金はそれを肩代わりしたともいえる。

ところで、日本海産物配給（株）の統合による借入金の承継は、本社のみならず支所の分についても行われた。1944年6月22日の手形借入金28口269万円（表7参照「其他」に区分）がそれである<sup>70</sup>。同社の借入先は、北海道銀行9口891,400円、北海道拓殖銀行8口715,800円、安田銀行8口689,400円、帝国銀行3口393,400円であった（※）。

※各銀行の店別内訳は、北海道銀行一函館店1口500,000円、根室店6口298,000円、その他93,400円、北海道拓殖銀行一根室支店6口596,000円、小樽店2口119,800円、安田銀行一根室商店6口596,000円、小樽店2口93,400円、帝国銀行一函館店1口300,000円、小樽店2口93,400円。

これらの手形の支払期日はほとんどが3月であった（2月が1口、4月は3口）。これらの承継分は、8月21日、8月23日、9月11日にすべて償還された。日本海産物配給（株）の債務の立替は1944年3月にも550万円がなされたが、これは日本海産物配給（株）の本部の債務であって、根室や小樽、函館の現地での債務はその

ままになっていたようである。延滞のまま引き摺っていたということであろう。

ここで表7の手形借入金の内、統合と密接な関係がある「其他」欄の株式払込資金の借入に目を向けよう。この資金には、1944年1月24日の「油肥販株券買取資金借入」60万円がある。日本油肥販売（株）の統合は、1943年11月1日で、中水統合の最初のケースであったが、同社の中水への資産負債の承継は、同年末の12月になっても終えてはいない。統合される側の日本油肥販売（株）の社長鈴木英雄は、1943年10月19日、株主に宛てて中水への「業務移譲ノ方法」として株式全部を中水に買取してもらうことに決定したので、株式を譲渡せよと通知した（引用イ）。

イ「今般中央水産業会設立セラレ沿岸漁業ニ関スル諸般ノ業務ヲ総合統制スル……当社モ……業務一切ヲ同会ニ移譲スル…… 本月二日開催ノ役員会ニ於テ……業務移譲ノ方法トシテ当社ノ株式全部ヲ中央水産業会ニ於テ買取セラレ度トノ全会一致……右方針ニ依り取運ブコトト相成候ニ付如上ノ事情御賢察ノ上貴（社）（組合）御所有ニ係ル当社株式全部ヲ払込金額（一株ニ付二十五円）ヲ以テ同会ニ□譲渡相成度」<sup>71</sup>

ロ「現在本会ハ日本油肥販売株式会社ノ全株式六万株中其ノ六割弱ニ当ル三万五千五百株ヲ所有……近ク同社ハ解散シ其ノ業務ヲ本会ニ於テ接收……右会社ノ解散手続及清算事務ヲ敏捷円滑ニ取運ブ為……解散前ニ本会所有外ノ同社全株式ヲ左記ノ通り……肩替致度…… 記

買取株式数 二万四千五百株

買取価格 一株ニ付二十五円

買取株式ノ払込済額 二十五円

売主ノ氏名 別紙ノ通り」<sup>72</sup>

他方、中水の方では、10月29日の常務役員会での日本油肥販売（株）の株式買取計画の決議に基き、翌日、農林大臣宛の株式買取の認可申請を決めた（引用ロ）。その趣旨は、中水は日本油肥販売（株）の株式6万株（150万円払込済）

の6割弱に相当する35,500株を保有しているが、同社の「解散手続及清算事務」を「敏捷円滑」に行って「接収」するため、同社の解散前に「中水所有外ノ同社全株式」24,500株(612,500円払込)を1株25円で買取ることとしたので承認して欲しいというものであった。

1943年12月28日起案の「伺」は、日本油肥販売(株)の株式買取資金612,500円の内60万円を農林中金より借入についてであった。手形で借入れておいて、「資産負債承継」の時に「固定資産ニ対スル長期資金及流動資産ニ対スル運転資金」を借入れて償還するという<sup>73</sup>。この中水側の申入れに対して農林中金は、1944年1月18日付で60万円貸付けることを中水へ知らせた(手形期日は90日以内、日歩1銭1厘)。こうして、1月24日に中水は返済期限4月22日の手形借入をおこなって株式を買取ったが、この資金は農林中金経由の預金部資金である。政府が強力に統合をすすめていたことが示されている<sup>74</sup>。

注目される点は、日本油肥販売(株)が中水へ株式を移譲する理由である。日本油肥販売(株)は、10月2日の役員会で業務移譲の方法として株主が保有する「株式全部ヲ中央水産業会ニ於テ買取セラレ度」と決議したが、株主に株式を譲渡するよう求めることを可能にしたのは何であろうか。それは国策としての「総合統制」が既定の方針だったからと思われる。

最後に証書借入を見ておこう。中水が設立された直後の1943年9月末の証書借入残高は231万円であった。その借入金の使途は株式払込資金が156万円(日本油肥707,080円、日海配614,000円、船舶無線150,000円等)、設備資金が744,357円(土地購入170,254円、冷凍工場設備120,554円、事務所建築119,751円、冷蔵庫及び水産倉庫333,798円)であった。これらはすべて全漁連時代の1942年度以前に借入れられたものである。

戦時下の中水時代の特徴は、第1に、設備資金として借入れられたのは1945年3月12日付の樺太における塩蔵魚増産設備資金100万円の借

入のみで、国内においてはまったく設備資金は借入れられていないことである。第2に、株式払込資金では、1944年11月27日付の7大都市魚類統制株式会社払込資金150万円と1945年1月11日の宝運汽船29万3千円がある。中水が魚類統制株式会社に投資したのは1944年6月であったことからすれば随分と払込が遅れていることがわかる。第3に共助資金借入は、中水が全国削節工業組合連合会と漁業用品商業組合連合会を統合したことによる企業整備の引継ぎに伴うものである。

以上、中水の農林中金からの借入金を残高ベースで見えてきたが、日本油肥販売(株)の株式取得、全国海苔配給統制組合と日本海産物配給(株)の債務の肩代わり、7大都市魚類統制株式会社への出資などはいずれも農林中金からの借入金があってはじめて可能であった。但し、いずれも統合は遅れ気味でありスムーズな統合とはいいがたい。これらの会社(団体)は、すでにみたように一元的統制機関としての中水の重要な構成部分である。それゆえ農林中金は、中水へまず統合のための資金を融資したといえよう。

## (2) 事業資金の回転率の低下と滞貨資金

前項では、中水借入金の月末残高を考察したが、ここでは、手形借入金のフロー(借入額と償還額)を考察する。焦点は、農林中金からの借入金が、どのようになされ償還されたかを特約手形ごとに観察することで、中水の事業そのものと(統合ではなく)どのように関わったかを検討することである。

表8により、全漁連・中水の農林中金からの借入金の推移を概観しておこう。全漁連・中水の借入先として1940年度までは都銀からの借入があったが、それ以降は農林中金のみである(国民更生金庫については註2参照)。

1940~1943年度の年度内手形借入額は4,000~5,000万円程度であったが、1944年度には1億5,287万円へと急増し全漁連時代の4,509万円

表8 全漁連・中水の農林中金からの借入高（当座貸越を除く）の推移

(単位 千円)

年度	手形借入金			証書借入金			残高計
	年度内借入額	年度内償還額	本年度末現在高	年度内借入額	年度内償還額	本年度末現在高	
1938	35	0	35				
1939	10,589	9,764	860	710	0	710	1,570
1940	50,344	43,704	7,500	1,439	86	2,063	9,563
1941	40,240	42,098	5,642	0	175	1,888	7,530
1942	45,093	46,055	4,680	50	227	1,711	6,391
1943	10,730	13,761	1,650	680	85	2,305	3,955
	28,900	15,150	15,400	0	191	2,114	17,514
1944	152,870	131,770	36,500	2,993	1,669	3,437	39,937
1945	288,900	255,200	70,200	120	634	2,992	73,192

資料：全漁連・中水『事業報告書綴』本経252号、『決算書類』本経39号。

『手形借入金元帳』本経273号。

- 註：1. 1939年度の年度内借入金（手形と証書）は、18,177千円である。内産組中金は11,299千円で其の他はすべて第一銀行等の都銀である。また1940年度全漁連の年度内借入総額は58,544千円である。内産組中金は51,783千円で其の他は第一銀行等の都銀である。  
 2. 証書借入金には上記以外に、国民更生金庫からの証書借入金がある。その残高は1944年度末2,519千円、1945年度末2,691千円、1946年度末2,691千円である。  
 3. 1943年度の上段は全漁連時代、下段は中水時代の勘定である。

(1942年度)の3.4倍へと急増した。そして1945年度には対前年比で1.9倍となる。いかに中水時代に農林中金からの手形借入金が膨張したかを見ることができる。他方証書借入金の借入は、主として全漁連時代の1939～1940年度、中水時代の1944年度になされたことがわかる。

さてここでの検討資料は、各手形の借入経過を示す『手形借入金元帳』本経273号と、各手形の償還過程を示す『手形借入金整理簿』本経184号(1943・4～1945・4)、『手形借入金整理帳』本経272号(1945・4～1946・8)、である。償還過程を示す手形借入金の2冊の「整理簿(帳)」には、手形毎にどのようにして何時いくら償還したかが記帳されている。

表9～12は、中水の設立時(1943年9月)から～1945年9月頃迄に振出された特約手形(農林中金宛)のそれぞれについて、振出つまり借入に関する事項(振出日、支払期日、借入金額、支払利息)と償還に関する事項(償還日、償還額、償還方法、割戻料)を一覧表にしたものである。借入の利率はすべて1分1厘である。各手形の振出に際しては、支払期日までの利息(支払利息)を中水は農林中金に一括してあらかじめ支払っておく。そして償還は、支払期日

内に随時おこなわれ、その都度「利息計算」がなされ、期限前に償還されればその期間の利息を農林中金は中水に「割戻料」として支払うことになる。各手形の「償還方法」の欄は、その手形が期限前償還(期日償還)かあるいは借替償還かを示している。それゆえこの欄は、農林中金からの借入資金が実際に農林中金の窓口に戻っているかどうかを表しており、中水の運用がスムーズになされているかをみる上での指標となる。

以下では、鱈製品、柔魚昆布製品、乾海苔、購買事業の順にみてゆく。表9に見るように鱈製品の特約手形の振出では、ほとんどが支払期限2ヶ月の手形である。①手形は、1943年12月下旬から発行されるが、1944年9月迄に支払期日を迎える(#33～#22)手形は、すべて期限前償還で割戻料を受けている。そして1944年10月以降に支払期日を迎える手形は、一部の例外(#37、#39)を除きすべて借替償還である。とりわけ1945年1月以降が支払期日の手形は例外なく借替である。なお1943年12月から翌年1月にかけて振出された手形の期限は2ヶ月であるが実際の償還日は極めて短期間である。これはこの時期の中水の鱈製品の取扱が受託販売で

あるからである。②さらに注目されるのは、新規の手形が振出されるのは、1944年12月迄であり（網掛部分）、1945年1月以降はまったくなされず、すべて借替のための発行である。これは鱈製品の特約手形の残高が貸出限度額に達したためである。中水は、1944年3月29日の起案で1944年度の鱈製品販売事業の運転資金として最高時800万円とすることを決めて農林中金に申し込んでいた<sup>75</sup>。1944年度の販売品の売掛金が最も多くなる11月に720万円の手形借入金が必要ということでこの最高限度額は決められたようである（11月の売掛金は785万円と予想）。

次に表10により、昆布柔魚製品の特約手形を観察する。①1943年10月～1944年2月迄に振出された手形（#25～#43）は、期限前のみならず借替もあるが、1944年3月25日迄にすべて償還されている（#24、42、43は借替債であるが、3月25日迄にすべて償還）。②1944年3月末の手形（#50）550万円は既に見たように日本海産物配給（株）の統合のための借入金である。この手形は、その後借替の連続で、戦時中に償還されなかった。③新規の手形は、1944年7月以降振出されているが（#18）、12月28日の手形（#61）が最後となった。1945年1月以降はすべて借替の手形である。これは昆布柔魚製品の借入最高限度に達したからである。こうしてみると、統合後の1944年度に振出された手形による借入資金は、少なくとも終戦を迎える迄は償還されることはなかった。

次に表11により、乾海苔の特約手形を観察する。①乾海苔の特約手形の借入は、1944年3月の全国海苔配給統制組合の統合のために2つの手形540万円を振出（#48、#49）したことに始まる。この手形は支払期日の5月29日迄にすべて償還され割戻料が中水に支払われる。同組合が保有した売掛金が順調に回収されたことを示す。②また1944年度になって4月から7月迄、連続して新規の手形が振出（#1、2、3、7、8、9、12、16）されるが、8月迄にすべて期限前償還されている。統合後の乾海苔販売

事業において売掛金が順調に回収されていた。

③1944年度の海苔のシーズンを迎え、12月に6通の新規手形（#54、57、59、60、62、63）が振出されて1,000万円の借入がなされた。特約限度一杯までの手形が振出された。この内#59のみが支払期日通りに償還されて、借入最高限度に余裕ができたが、それを埋める形で1945年3月1日付の新規手形（#82）が振出された。こうして1944年度に7通1,100万円の手形が新規に振出されたが1通を除いてすべて借替でつなぎ、償還されることはなかった。

表12のように、①購買手形の振出は、中水が設立された直後より毎月連続して手形が振出されている。1943年10月から1944年9月までの振出は連続して新規の手形である。そしてその後も新規の手形が振出されているが、特徴的なのは1945年3月にも新規の手形（#83、85）が振出されていることである。この点は販売資金とは異なる。②注目されるのは、1944年9月迄に支払期日を迎える手形は期限前償還がなされているが、10月以降に支払期日を迎える手形は、一部例外を除いて（#41、56）、ほとんど総てが借替によって償還されていることである。また販売資金と同じように敗戦間際の8月1日に特約外購買事業資金300万円が発行される。そして戦後だが200万円の手形が発行される。このような推移をたどっている。

以上のように中水の販売特約手形の借入金は、基本的には、1944年末ころまでは新規の借入がなされるが、1945年に入ると借入金の殆んどは借替のためである。つまり1944年中に借入れた資金は農林中金に償還されることなく中水に滞留している（帳簿上は返済されているが、借入期間の長期化が進行）。

次に、1945年1月以降、償還がすべて借替であったのは、中水のどのような事情が関係していたかを探ることにする。引用イは、1945年6月15日起案の「手形借替の件」で、引用ロは、同年6月26日起案の「資金借入伺」である。前者は5通の支払期日がすぎている手形の借替を

表9 鯷製品特約手形の振出と償還一覧

(単位 借入金：千円、支払利息と割戻料：円)

手形 番号(＃)	資金の借入				資金の償還		
	手形振出日	支払期日	借入金額	支払利息	償還日：償還額	償還方法	割戻料
33	431228	440225	700	4,620	1/7.	期限前	3,773
35	431230	440226	1,000	6,490	1/6：800、1/7：200	期限前	5,588
36	431230	440226	1,300	8,437	1/7：300、1/27：600、1/31：400	期限前	4,774
39	440124	440323	600	3,760	1/28：600	期限前	3,630
41	440126	440325	700	4,620	2/12：700	期限前	3,234
19	440727	440923	1,700	11,033	9/22：1700	期限前	187
22	440801	440929	800	5,280	9/28：800	期限前	88
25	440829	441027	1,500	9,900	10/27：1500	#39借替	
28	440916	441114	600	3,960	11/14：600	#44借替	
29	440922	441120	2,100	13,860	11/20：2100	#46借替	
33	441003	441201	700	4,620	12/1：700	#50借替	
35	441007	441205	500	3,300	12/5：500	#52借替	
37	441016	441214	300	1,980	12/14：300	支払期日	
39	441027	441223	1,500	9,570	12/14：1500	期限前	1,485
44	441114	450112	600	3,960	1/12：600	#65借替	
45	441114	450112	2,300	15,180	1/12：2300	#65借替	
46	441120	450118	2,100	13,860	1/18：2100	#66借替	
50	441201	450129	700	4,620	1/29：700	#71借替	
52	441205	450202	500	3,300	2/2：500	#74借替	
58	441218	450215	1,800	11,880	2/15：1800	#78借替	
65	450112	450312	2,900	9,140	3/12：2900	#86借替	
66	450118	450317	2,100	13,629	3/17：2100	#87借替	
71	450129	450329	700	4,620	3/29：700	#92借替	
74	450202	450402	500	3,300	4/2：500	#1借替	
78	450215	450414	1,800	11,682	4/14：1800	#6借替	
86	450312	450510	2,900	19,140	5/10：2900	#15借替	
87	450317	450515	2,100	13,860	5/15：2100	#16借替	
92	450329	450523	700	4,543	5/23：700	#19借替	
1	450402	450531	500	3,300	5/31：500	#20借替	
6	450414	450612	1,800	11,880	6/12：1800	#26借替	
15	450510	450707	2,900	18,821	7/7：2900	#34借替	
16	450515	450707	2,100	12,474	7/7：2100	#34借替	
19	450523	450721	700	4,620	7/21：700	#37借替	
20	450531	450721	500	2,860	7/21：500	#37借替	
26	450612	450810	1,800	11,880	8/10：1800	#42借替	
34	450707	450904	5,000	33,000	9/4：5000	#47借替	
37	450721	450918	1,200	7,920	9/18：1200	#49借替	
42	450810	451008	1,800	11,880	10/8：1800	#55借替	
47	450904	451102	5,000	33,000	11/2：5000	#61・2借替	
49	450918	451116	1,200	7,920	11/16：1200	#64借替	

資料：『手形借入金整理帳』本経184号、『手形借入金整理帳』本経272号。『手形借入金元帳』本経273号により作成。

註：1. 利率はすべて1分1厘。

2. 網掛部分は、新規手形の振出を示す(借替ではないこと)。

3. 償還方法は、①支払期日どおりに全額償還された場合(期日償還)、②支払期日前に部分的にでも償還し、期日迄に完済した場合(期日前償還)、③新に約束手形を振出して資金を借入れ、その資金で償還した場合(借替)に区分した。また資料の中では借替と書替が混在しているが、意味は同一と思われるので、本稿では借替を用いた。

表10 昆布柔魚製品の特約手形の振出と償還一覧

(単位 借入金：千円、支払利息と割戻料：円)

手形 番号(＃)	資金の借入				資金の償還		
	手形振出日	支払期日	借入金額	支払利息	償還日：償還額	償還方法	割戻料
25	431026	431124	600	1,980	11/13：200、11/16：200、11/22：200	期限前	462
26	431030	431127	1,100	3,509	11/22：150、11/24：150、100、11/27：700	期限前	165
29	431127	431224	550	1,694	12/2：300、12/20：250	期限前	836
30	431201	431228	500	1,540	12/28：500	#34借替	
34	431228	440126	500	1,650	1/26：500	#42借替	
42	440126	440224	500	1,650	2/24：500	#43借替	
43	440224	440324	500	1,650	3/25：500	1日延滞	
50	440331	440430	5,500	18,755	4/30：5500	#5借替	
5	440430	440531	5,500	17,600	5/31：5500	#10借替	176
10	440531	440630	5,500	18,755	6/30：5500	#14借替	
14	440630	440731	5,500	19,360	7/31：5500	#20借替	
18	440718	441015	1,600	15,840	10/14：1600	#36借替	
20	440731	441028	5,500	54,450	10/28：5500	#40借替	
23	440808	441104	2,000	19,580	11/4：2000	#42借替	
31	440927	441223	400	3,872	12/23：400	支払期日	
36	441014	450111	1,600	15,840	1/11：1600	#64借替	
40	441028	450125	5,500	54,450	1/25：5500	#170借替	
42	441104	450201	2,000	19,800	2/1：2000	#73借替	
43	441104	450201	2,000	19,800	2/1：2000	#73借替	
48	441124	450122	1,000	6,600	1/22：1000	#67借替	
53	441206	450305	1,500	14,850	3/5：1500	#84借替	
61	441228	450327	400	3,960	3/27：400	#91借替	
64	450111	450410	1,600	15,840	4/10：1600	#3借替	
67	450122	450421	1,000	9,900	4/21：1000	#7借替	
170	450125	450324	5,500	35,695	3/24：5500	#90借替	
73	450201	450501	4,000	39,600	5/1：4000	#13借替	
84	450305	450602	1,500	14,850	6/2：1500	#20・1借替	
90	450324	450621	5,500	54,450	6/21：5500	#21借替	
91	450327	450623	400	3,916	6/23：400	#22借替	
3	450410	450707	1,600	15,664	7/7：1600	#33・2借替	
7	450421	450719	1,000	9,790	7/19：1000	#36借替	
13	450501	450728	4,000	39,160	7/28：4000	#38借替	
20の1	450602	450830	1,500	14,850	8/30：1500	#45借替	
21	450621	450918	5,500	54,450	9/18：5500	#50借替	
22	450623	450918	400	3,872	9/18：400	#50借替	
33の2	450707	451004	1,600	15,840	10/4：1600	#52借替	
36	450719	451016	1,000	9,900	10/16：1000	#57借替	
38	450728	451025	4,000	39,600	10/25：4000	#60借替	
45	450830	451127	1,500	14,850	11/27：1500	#70借替	
50	450918	451215	5,900	57,761	12/15：5900	#76借替	

資料：前表と同じ。

表11 乾海苔の特約手形の振出と償還一覧

(単位 借入金：千円、支払利息と割戻料：円)

手形 番号(＃)	資金の借入				資金の償還		
	手形振出日	支払期日	借入金額	支払利息	償還日：償還額	償還方法	割戻料
48	440324	440522	2,000		4/20：1000、4/22：200、4/28：800	期限前	6,292
49	440331	440529	3,400		5/24：450、5/29：2950	期限前	297
1	440405	440603	1,500	9,900	6/2：200、6/3：1300	期限前	22
2	440406	440603	800	5,192	6/3：800	支払期日	
3	440412	440610	1,000	6,600	6/3：700、6/5：200、6/6：100	期限前	671
7	440519	440717	1,100	7,260	6/6：500、6/7：500、6/7：100	期限前	4,895
8	440526	440724	1,500	9,900	6/8：300、6/8：100、6/9：1100	期限前	7,469
9	440529	440727	2,900	19,140	6/21：500、6/27：400、7/27：2000	期限前	3,300
12	440603	440801	2,100	13,860	8/1：2100	支払期日	
16	440701	440829	400	2,640	8/22：400	期限前	308
54	441211	450208	2,000	13,200	2/8：2000	#75借替	
57	441218	450215	1,000	6,600	2/15：1000	#77借替	
59	441221	450217	1,000	6,490	2/17：1000	支払期日	
60	441226	450223	2,500	16,500	2/23：2500	#79借替	
62	441228	450224	1,800	11,682	2/24：1800	#80借替	
63	441230	450226	1,700	11,033	2/26：1700	#81借替	
75	450208	450407	2,000	12,980	4/7：2000	#2借替	
77	450215	450414	1,000	6,490	4/14：1000	#5借替	
79	450223	450423	2,500	16,500	4/23：2500	#8借替	
80	450224	450424	1,800	11,880	4/24：1800	#9借替	
81	450226	450426	1,700	11,220	4/26：1700	#10借替	
82	450301	450428	1,000	6,490	4/28：1000	#11借替	
2	450407	450605	2,000	13,200	6/5：2000	#23借替	
5	450414	450612	1,000	6,600	6/12：1000	#25借替	
8	450423	450621	2,500	16,500	6/21：2500	#27借替	
9	450424	450622	1,800	11,880	6/22：1800	#28借替	
10	450426	450623	1,700	11,033	6/23：1700	#29借替	
11	450428	450626	1,000	6,600	6/26：1000	#30借替	
23	450605	450803	2,000	13,200	8/3：2000	#39借替	
25	450612	450810	1,000	6,600	8/10：1000	#41借替	
27	450621	450818	2,500	16,225	8/18：2500	#43借替	
28	450622	450818	1,800	11,484	8/18：1800	〃	
29	450623	450818	1,700	10,659	8/18：1700	〃	
30	450626	450818	1,000	5,940	8/18：1000	〃	
39	450803	451001	2,000	13,200	10/1：2000	#51・2借替	
41	450810	451008	1,000	6,600	10/8：1000	#54借替	
43	450818	451016	7,000	46,200	10/12：2000、10/16：5000	期限前	

資料：前表と同じ。

表12 購買手形の振出と償還一覧

(単位 借入金：千円、支払利息と割戻料：円)

手形 番号(＃)	資金の借入				資金の償還		
	手形振出日	支払期日	借入金額	支払利息	償還日：償還額	償還方法	割戻料
23	431006	431204	600	3,960	11/29：300, 12/3：300	期限前	198
27	431113	440111	700	4,620	12/14：300, 12/17：100, 12/19：100, 12/23：200	期限前	1,881
28	431122	440120	400	2,640	12/23：100, 12/24：200, 12/29：100	期限前	1,144
31	431206	440203	250	1,650	1/8：250	期限前	715
32	431216	440212	350	2,271	1/8：350	期限前	1,347
37	431230	440226	800	5,192	1/29：100, 2/3：300, 2/4：400	期限前	2,035
38	440120	440318	1,350	8,761	2/8：1000, 2/19：350	期限前	5,368
44	440307	440405	1,500	4,950	4/5：1500	支払期日	
45	440313	440411	700	2,310	4/10：700	期限前	77
46	440315	440513	800	5,280	4/13：400, 4/14：400	期限前	2,596
47	440322	440520	900	5,940	5/13：600, 5/18：300	期限前	528
6	440501	440629	1,300	8,580	6/9：700, 6/17：600	期限前	2,332
11	440601	440729	700	4,543	7/28：400, 7/29：300	期限前	44
15	440701	440829	1,500	9,900	8/29：1500	支払期日	
17	440711	440908	600	3,960	9/7：600	期限前	66
21	440801	440929	1,900	12,540	9/29：1900	支払期日	
26	440902	441031	500	3,300	10/31：500	#41借替	
30	440926	441124	600	3,960	11/24：600	#47借替	
32	440929	441127	1,900	12,540	11/27：1900	#49借替	
38	441018	441216	500	3,300	12/16：500	#55借替	
41	441031	441229	500	3,300	12/14：500	期限前	825
47	441124	450122	600	3,960	1/22：600	#68借替	
49	441127	450125	1,900	12,540	1/25：1900	#69借替	
55	441216	450213	500	3,300	2/13：500	#76借替	
56	441218	450215	1,500	9,900	2/15：1500	支払期日	
68	450122	450322	600	3,960	3/22：600	#88借替	
69	450125	450324	1,900	12,331	3/24：1900	#89借替	
76	450213	450413	500	3,300	4/13：500	#4借替	
83	450301	450428	500	3,245	4/28：500	#12借替	
85	450305	450503	1,000	6,600	5/3：1000	#14借替	
88	450322	450519	600	3,894	5/19：600	#17借替	
89	450324	450522	1,900	12,540	5/22：1900	#18借替	
4	450413	450611	500	3,300	6/11：500	#24借替	
12	450428	450626	500	3,300	6/26：500	#31借替	
14	450503	450630	1,000	6,490	6/30：1000	#32借替	
17	450519	450717	600	3,960	7/17：600	#35借替	
18	450522	450717	1,900	11,913	7/17：1900	#35借替	
24	450611	450809	500	3,300	8/9：500	#40借替	
31	450626	450824	500	3,300	8/24：500	#44借替	
32	450630	450824	1,000	6,160	8/24：1000	#44借替	
35	450717	450914	2,500	16,500	9/14：2500	#48借替	
特約外	450801	450929	3,000	19,800	9/29：3000	#51借替	
40	450809	451006	500	3,245	10/6：500	#53借替	
特約外	450821	451117	2,000	19,580	11/17：2000	#65借替	
特約外	450823	451120	500	4,950	11/20：500	#66借替	
44	450824	451022	1,500	9,900	10/22：1500	#59借替	
48	450914	451112	2,500	16,500	11/02：2000, 11/12：500	期限前	2,200
51	450929	451127	3,000	19,800	11/27：3000	#69借替	

資料：前表と同じ。

求めたものである。起案の日付が6月15日であることからすれば、これらの手形はすでに支払期日が過ぎ延滞となっており農林中金に返済できていない（『手形借入金元帳』では、これらの手形は期日通りに借替られている）。後者は、販売事業に関する特約外手形の振出で、「運転資金ノ回転率相当低下」したので「目前ノ不足額」を「追加借」したいというものである。

イ「現在農林中央金庫ヨリ借入中ノ左記支払期日到来ニ付キ書替相成可然哉 記

金額	支払期日	資金名
150万円	6月2日	昆布柔魚製品資金
200万円	6月5日	海苔事業資金
50万円	6月11日	購買事業資金
100万円	6月12日	海苔事業資金
180万円	6月12日	鱈事業資金」 <sup>76</sup>

ロ「最近当支所及出張所ノ運転資金ノ回転率相当低下ヲ来シ現在農林中金ヨリ事業資金特約限度一杯ノ借入ヲ為シ運用セルモ尚不足ヲ訴フル実情ニ有之候ニ付テハ差当り目前ノ不足額ヲ左記ノ通り追加借相成可然哉 記  
借入金額 450万円也 借入日 昭和20年6月27日 支払期日 昭和20年8月22日  
利率 日歩1朱1厘 借入方法 手形借入保証担保 ナシ」<sup>77</sup>

註：引用中の数字は適宜算用数字（円未満切捨）に書き改めている。以下同様

この特約外手形450万円は、この時の起案通り6月27日に支払期日2ヶ月で振出される。そしてこの手形は、戦後の1946年2月15日迄、借替を繰り返すことによって残高は継続する<sup>78</sup>。

特約外手形は、表12でみたように購買事業においても振出された。敗戦日をはさむ8月中に3通の手形合計550万円（8/1：300万円、8/21：200万円、8/23：50万円）の手形の振出があった。購買事業資金の借入残高は、1945年7月までは最高で450万円にすぎなかったが、この特約外手形の振出によって一挙に1,000万円に達した。

敗戦を挟む時期の販売と購買の両事業における特約外手形の合計は1,000万円であり、当時の中水の借入金の大きな一角をしめた。この特約外手形の振出は、「特約限度一杯ノ借入ヲ為シ運用セルモ尚不足」したので「追加借」するもので、その背景は中水の「運転資金ノ回転率相当低下」したためであった。販売の特約外手形による資金がどのように運用されたかは不明だが、仮渡金・売掛金の増大による運用資金の回収ができていない可能性が考えられる（この点は4節で考察）。

### （3）中央水産業会の荷受機関からの仮受金

中水の農林中金からの特約手形による販売事業資金の用途は、鱈製品、昆布柔魚製品、乾海苔という3品目の製品集荷に限定されていた。それは敗戦まで一貫し、そこには1943年度における全漁連による寒天の集荷資金も見出すことはできなかった。1節（2）で見たように、中水の販売取扱品目は、3品目のみならず焼竹輪、削節、魚油、魚粕魚粉、石花菜（寒天の原料）など多くの水産物製品が含まれていた。中水は、水産物の一元的取扱の統制団体として受託販売ではなく買取販売を中心に行っていることからすれば<sup>79</sup>、これらの製品の販売統制を行うには、何等かの方法で集荷資金を準備せねばならない。一体どのように資金を準備したのであろうか。

中水の借方の主要勘定の過半が、借入金であることは全漁連時代から一貫し、中水にとって借入金が事業上最重要であることはいうまでもないが、仮受金が一定の地位をしめることは既にみた。中水の仮受金残高は、1944年3月末270万円、1945年3月末720万円、1946年3月末1,332万円へと推移する。仮受金残高720万円（1945年3月末）の事務所別の内訳は、本所351万円（49%）、東京195万円（27%）、仙台21万円（3%）、大阪41万円（6%）、長崎34万円（5%）、福岡66万円（9%）である<sup>80</sup>。

ちなみに合計残高試算表によると1944年度の

表13 東京支所の仮受金調（1944年度末）

製品	金額（円）	件数	主な仮受先（単位：千円）
柔魚	116,263	11	東京水産物統制89、栃木県水産物18、東部第百部隊6
鰺	428,696	43	茨城県水産物配給105、東京水産物統制49、栃木県水産物統制35
海藻	16,658	6	東京水産物統制8、町山孫右衛門6
肝臓	23,866	9	名古屋出張所9、函館出張所8
魚粉	35,405	2	日本肥料20、東京水産物統制14
昆布	44,207	2	小樽出張所40、東京水産物荷受4
海苔	631,700	3	神奈川県水産食品600、静岡県海苔荷受組合29
焼竹輪	394,432	14	東京水産物統制308、中水本部（道水卸）20、名古屋水産19
其他	250,344	17	
其他2	6,827	8	中水本部（下半期身元保証金、所得税）
合計	1,948,441		

資料：『決算書綴』本経131号、1944年度より作成。

仮受金の「借方」合計（年間フロー）は、本所3,384万円、東京支所1,297万円、仙台出張所570万円である<sup>81</sup>。本所の仮受金の借方（合計）は年度末残高の10倍近い金額であり多額の資金が仮受けられている。1944年度末の本所の手形借入金の借方合計は1億6,827万円（残高3,650万円）であるが、仮受金のそれは3,384万円（残高350万円）である。手形借入金に対する仮受金の割合は20%であり資金調達上無視できない大きさである（借方合計の比較）。ここで留意すべきは、手形借入金は本所のみであるが（戦時下の中水借入金はすべて本所で行っていた）、仮受金は事務所ごとにおこなわれていることである。その点を考慮すると仮受金は手形借入金の借方合計の40%近くになると推察される。

本所の仮受金を係別にみると、係別にその明細が記されている。本所の仮受金の主な係の1944年度末残高は、「計算第2」が264万円、「会計」が75万円である。計算第2係の仮受金はすべて「配給海苔代金」であり、主な受入先は三井物産252万円、日本加工海苔製造業会東京支所9万円である。海苔資金については農林中金からの借入金のみでなく、三井物産（株）からの仮受金をも含めて集荷資金としていたのである<sup>82</sup>。

次に東京支所の仮受金を分析する。1944年度末195万円の内訳は、表13のとおりである。

第1に、東京支所は柔魚、昆布、鰺、海苔製品につき、荷受機関より仮受金を得ていたことが確認できる。仮受金が農林中金からの借入金とともに中水の集荷資金として使用されていたことを示す。第2に、農林中金からは借入しなかった焼竹輪、魚粉、肝臓、海藻の借入金残高が見出される。焼竹輪が394,432円もある。焼竹輪の集荷資金にはこの荷受機関からの仮受金が重要な役割を果たしていたことがうかがえる。第3に、仮受先では東京水産物統制（株）から様々な製品の仮受をなしているかが読み取れる。

以上、中水は農林中金のみならず消費地の荷受機関からの仮受金をもって事業を行っていたことをみた。

#### 4. 借入金の運用（仮渡金、売掛金）と滞貨の背景

本節の課題は、それぞれの使途に振向けられた借入金（集荷資金）が、中水の手を離れてどのように売り手にわたり（中水の集荷）、回収（中水による販売）されているかを考察することである。戦時下、中水の手形の振出はすべて本所で行い、資金は各地の支所へ送金され「支所元金」として運用された（各支所所在地での現地調達は1946年5月から）<sup>83</sup>。ここでは福岡支所の鰺製品資金を取上げる。福岡支所は、資金が必要な時に本所へ資金を送るよう要請し、余裕

金はすべて本所へと返送した（本所はすぐさま農林中金に償還して借用時に支払った利息の割戻を受けることは既にみた）。

下記の資料「品目別支払代金支払後販売代金回収迄の予定日数」は、1945年1月8日付で福岡支所が管下の県水へ集荷資金を「交付」してから販売代金を「回収」するまでの日数を、品目別に本所へ知らせたものである。ここには2つの所要日数が、製品別に報告されている。順序は前後するが引用にそってみてゆくと、1つは、福岡支所が仕入代金を県水へ支払ってから売上代金を「回収」するまでの所要日数であり、2つは同支所が代行者としての県水へ「仮渡金」を「交付」してから「現品」を仕入れる迄の所要日数である（資金の流れからすると後者が先である）。

「一、品目別仕入代金支払後売上代金回収迄ノ日数

鱈製品	通常十日ヨリ十五日(平均十三日)
荷受先東京方面	平均十七日半
軍納品………呉海軍	平均十日
佐世保海軍	長期ニ及ブ(予定付カズ)
魚粕粉末	平均十一日
寒天原藻	日本寒天統制組合 十月売却セルモノ未ダ入金セズ
鱈削節	荷受先京阪地方方面 通常平均八日
鰯塩辛	平均十日
乾海苔	十日ヲ要スル見込

一、仮渡金、交付後現品仕入迄ノ日数

鱈	通常十日又ハ二十日ナレド完了スルマデニハ一ヶ月ヲ要ス 平均二十日
---	----------------------------------

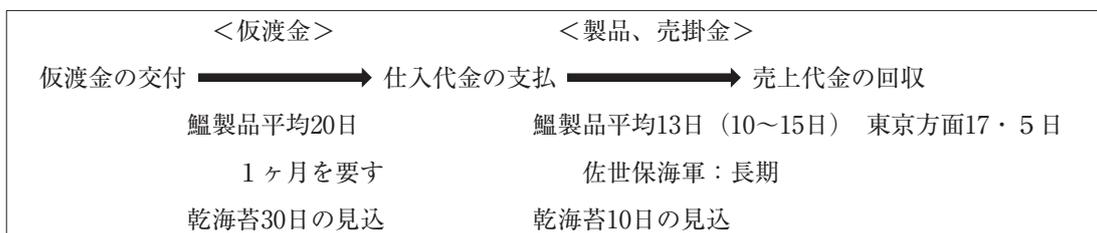
海藻 昨年六月、八月ヨリ仮渡分価格決定  
セザルタメ四ヶ月余ヲ要シタリ  
乾海苔 一ヶ月ヲ要スル見込<sup>84</sup>

具体的にみると、仕入代金支払の後、売上代金回収迄の平均日数は、主要な製品である鱈製品は13日、荷受先が東京方面の場合は17日半、そして呉海軍は10日で比較的短期であるが、地元の佐世保海軍は「長期ニ及ブ(予定付カズ)」という状況であった。他の魚粕粉末、削節、塩辛、乾海苔は10日前後であったが、日本寒天統制組合に対する寒天原藻は「十月売却セルモノ未ダ入金セズ」の状態であった。

それから注意を要するが、引用後段の「仮渡金、交付後現品仕入迄ノ日数」である。鱈の所要日数は「通常十日又ハ二十日ナレド完了スルマデニハ一ヶ月ヲ要ス」とされ、平均20日であるが1ヶ月もかかっていると報告されている。また乾海苔は、「一ヶ月ヲ要スル見込」とかなり長期間である。主要な製品である鱈製品と乾海苔について図式化すると、図2のようになる。要するに中水が、農林中金から資金を借入れて、中水の手を離れ、その集荷資金が再び中水の手元に戻ってくるのに要する日数は、鱈製品、乾海苔ともに40日余りということになる。

それにしても中水が県水に仮渡金を交付してから仕入代金の支払まで何故こんなに日数を必要とするのであろうか。下記の引用は、1944年12月12日付で長崎出張所が総務部主計課長、財務課長へ宛てた文書の中で仮渡金の増大について記述した部分である。その増大理由は、鱈製品は「産地買取」なのに中水が買取る場所は「貨

図2 集荷資金回収迄に要する日数（福岡支所）



車乗」であるからと述べている。県水は中水の代行者として産地（例えば五島列島の漁村）で鱈製品を買取るが、県水が中水から代金を受けとるのは、例えば長崎駅のような最寄駅迄輸送して貨車乗にして運送店から「製品受取書」を得た後である。中水は県水からの「製品受取書」と「代金請求書」を受けとって「買取勘定を起す」のである。つまりこの時点ではじめて中水の仮渡金は仕入代金になるのである<sup>85</sup>。

「御高承ノ通り産地滞貨相当数量ニ上リ居候 大体鱈製品ハ産地買取ト相成リ居ルニ不拘現在ノ受渡（買取場所）ハ県水代行ニ依リ貨車乗ヲ以テ買取勘定ヲ起ス関係ニテ仮渡金額ノ増大ハ免レズ 誠ニ困却…… 目下県水産業会ト全面的ニ協議中ニシテ近ク仮渡金科目発生ヲ見ザル様善処」<sup>86</sup>

仮渡金の日数が意味することは、中水が地水に資金を交付した日から地水が「産地買取」（漁村の集荷場又は検査所にて）を行う迄の日数と「産地買取」の日から最寄駅の貨車乗迄の日数からなることがわかる。図2でいえば、「仕入代金の支払」は、地水が漁業会に支払った時ではなく地水が貨車乗迄運んだ時なのである。

ところで1945年1月8日付で福岡支所が本所へ送った資料のなかに「七、滞貨ノ状態、売掛金回収ノ情况」があり、それには、中水の償還が期限前償還から借替による償還へと変わる1944年秋の集荷資金の実状について述べられている。

「昨年<1944年—筆者>九月十月十一月鱈製品ノ最盛期ニ当リ且ツ輸送ノ不円滑ノタメ滞貨相当ニ上リ十月末仮渡売掛金計1,781,430円 更ニ十一月十日2,017,751円 之レヲ最高トシテ漸次減少シテ現

在ハ仮渡金621,416円 売掛金1,186,990円トナリ滞貨殆ド無ク現在ハ売掛金1,186,990円アルモ漸次回収ノ見込ナリ」<sup>87</sup>

引用の続きには表14に見るように1944年9月末から1945年1月8日にかけてほぼ10日毎に福岡支所の仮渡金と売掛金の残高の変化が記録されている。仮渡金残高は9月末には26万余円であったが10月末と11月末には100万円を越えるに至っている。しかも両月の残高は売掛金残高をも大きく上回るものであった。この時期は鱈製品の最盛期であったが、仮渡金と売掛金の増大の主な理由は「輸送ノ不円滑ノタメ滞貨」の増大によるものであることが指摘されている。

次に仮渡金・売掛金の増大をもたらした滞貨の実態について国内最大の鱈の産地である長崎県の場合で検討する。資料の「煮干鱈代仮渡方御依頼ノ件」は、1944年12月4日付で長崎県水が中水長崎出張所長へ宛てたものである。

「陳者十二月二日現在ニ於ケル本資金支払状況ハ左記ノ如ク金2,566,181円ニ有之 貴会ヨリ仮渡相受候資金残額ハ1,676,848円ニテ尚889,332円也ノ不足ト相成居リ候

尚目下製品産地ニ滞貨シ漁業会ヨリ仮渡金請求ヲ受ケタルモノ凡1,000,000円有之候ヘバ毎度ニテ恐縮ニ候ヘ共金2,200,000円至急仮渡被下度此段御依頼迄得貴意候 記

- 一、本部ニ於ケル滞貨品 96,138貫 金 640,497円
- 一、北松支部ニ於ケル仮払金（約4万貫在庫） 金 220,000円
- 一、本部ニ於ケル仮払金 金1,705,683円
- ……………

表14 仮渡金と売掛金の残高（福岡支所）1944年度

（単位 千円）

月日	930	1010	1020	1031	1110	1120	1130	1211	1220	1230	108
仮渡金	261	388	682	1,051	622	975	1,048	644	570	621	621
売掛金	567	760	626	729	1,395	956	547	1,408	1,198	1,121	1,186
合計	829	1,149	1,308	1,781	2,017	1,931	1,595	2,052	1,769	1,742	1,808

資料：「本年度資金計画資料」1945年1月8日『資金運用計画書』福岡211号。

表15 長崎県水の仮払金の主な支払先（漁業会）

(単位 貫、円)

漁業会名	岩瀬浦	脇岬村	奈留島村	日の島村	伊福貴	若松村	本籠村
滞貨数量	62,000	10,000	172,000	12,500	31,000	61,000	12,000
仮払金額	222,557	55,000	597,760	50,000	110,000	129,975	70,000
漁業会名	野母村	奈良尾町	加津佐	青方町	樺島村	有川南部	計
滞貨数量	20,000	60,000	1,500	15,000	30,000	33,000	520,000
仮払金額	87,151	165,503	7,735	90,000	150,000	105,000	338万円

資料：「煮乾鰯代仮渡方依頼ノ件」1944年12月4日『資金運用計画書』福岡211号。

註：1. 仮払金額の計338万円はママである。

2. 表は上記引用文の「一、本部ニ於ケル仮払金」の「内訳」である。

備考 此ノ他ニ各地ニ滞貨セルモノ約10万貫アリ」<sup>88</sup>

引用の要点は、長崎県水が鰯製品の集荷のために支払っている仮渡金は257万円であるが、中水から受けている仮渡金は168万円であり89万円が不足となっている。この不足分は長崎県水が立替ているということであろう。また現在各地の漁業会からの仮渡金請求金額約100万円ある。それゆえ220万円の仮渡金をお願いしたいというものであった。

この仮渡金の支払は、長崎県水本部の滞貨品に64万円、北松支部での仮払金に22万円、そして長崎県水本部による仮払金170万余円となっている。長崎県水がそれぞれ仮渡金を支払い滞貨品を保有しているものの、滞貨製品そのものは、表15に見るように各地の漁業会にあることがわかる。

滞貨の増大は、長崎県水が中水の代行者として鰯製品産地の漁業会に支払って、製品を購入はしたけれど、最寄駅である長崎に運びえない状態を示している。

ところで滞貨の急増は、1つは「輸送ノ不円滑」であったが、2つは「公定価格改訂」に伴うものであった。長崎出張所は、「此度ノ滞貨」の増大の理由は「公定価格改訂ニ伴フモノ」であったと、これこそが主要な原因であったとしている。

「鰯製品ノ滞貨ニ就テハ鋭意配船ニ努力有ルモ意ノ如不成 目下七〇方貫モ有之 未ダ未ダ仮渡ハ膨

脹可仕候 此度ノ滞貨ハ藤林主事ヨリ度々御聞取ノ事ト被存モ公定価格改訂ニ伴フモノニシテ仮渡膨脹ハ当然ノ事ニ候……中略……事務処理如何ニ依ッテ仮渡トモナリ、在庫商品トモナシ得ルモノニ候 仮渡ガ悪ケレバ在庫商品トシテ処理スル途ヲ講ジテモ差支無之候」<sup>89</sup>

公定価格の引上げは、何故、滞貨を増大させるのであろうか？ 下記引用の「昭和十九年度鰯製品公価改訂ニ依ル販売差額金ニ付キ未払金勘定計上ニ関スル件伺」は、1945年5月11日付で、中水北九州支所長中田賢吉が本部木下専務理事・幸田事業部担当理事へ宛てたものである。その要点は、1944年10月1日施行の鰯製品公定価格が改定されたが、施行前に県水が購入（中水の代行として）した鰯製品を施行後に中水が販売した数量は44,031貫ある。当時中水は新価格で販売した場合、「新旧価格ノ差額金ハ生産者ニ還付」すると約束した。だがこの「返付」は価格統制令のためにできないので奨励金にすると本部と協議したが未だ返答がないというものであった。

「各県県水ハ稍ニモスレバ価格改訂ヲ見越シ出荷ヲ渋ル生産者ヲ督励シ該出荷品ガ価格改訂ノ為メ新価格ヲ以テ中水ガ売却セル場合新旧価格ノ差額金ハ生産者ニ還付スル事ヲ約シ出荷ニ努力セシ事情ニ有之候モ 之ガ返付ハ価格統制令ニ依リ至難ナル為メ本部（当時食糧第二部）ト協議シ大略該差額金ニ相当スル全額ハ奨励金ノ型ニ依リ生産者ニ返付スル様本部ノ了解方折衝中ナルモ未ダ確タル

表16 1944年9月中の新旧価格の差額算出表

出荷県水別	品種別 (貫)			旧価格 (円)		新価格 (円)		引上倍数		差額 (円)
				単価 f	金額 g	単価 h	金額 i	h/f	i/g	
山口	片口	小羽上	8,348	62.00	51,754	87.10	72,715	1.40	1.41	20,954
		小羽並	374	62.00	2,321	87.10	3,261	1.40	1.40	939
	真鱈	中羽上	61	52.30	322	87.10	536	1.67	1.66	214
		中羽並	13	52.30	71	87.10	118	1.67	1.66	47
	計 a	小羽上	8	56.60	49	87.10	76	1.54	1.55	26
			8,806		54,523		76,706		1.41	22,182
佐賀	真鱈 b	小羽上	14,812	56.60	83,830	87.10	129,019	1.54	1.54	45,188
大分	片口 c	小羽上	20,412	62.00	126,554		177,788		1.40	51,234
福岡支所扱分 e = a + b + c			44,031		264,908		383,514		1.45	118,605
長崎	片口	中羽上	1,775	52.30	9,283	87.10	15,460	1.67	1.67	6,177
		中羽並	55	52.30	287	87.10	479	1.67	1.67	191
	真鱈	小羽上	455	56.60	2,631	87.10	3,963	1.54	1.51	1,331
		中羽上	19,613	48.00	94,142	72.30	141,801	1.51	1.51	47,659
	計 d	中羽並	879	48.00	4,219	72.30	6,355	1.51	1.51	2,135
		22,777		110,564		168,059		1.52	57,495	
総計 e + d			66,808		375,472		551,573		1.47	176,100

資料：『決算書綴』本経131号より作成。  
 註：単価は、鱈製品10貫目当りの価格である。

回答ヲ得ズ今日ニ至リシ次第ニ候」<sup>90</sup>

見られるように「価格改訂ヲ見越シ出荷ヲ渋ル生産者」が多数いて、長崎県水による鱈製品の集荷が困難になっている。価格改訂がどの程度、生産者に影響を与えたかをみるために、この「伺」に添付された「昭和十九年九月中旧価格ニテ買取り新価格ニテ販売セル数量ニ付キ販売価格ノ新旧価格ノ差額算出表」を掲げる（表16）。この添付表には、福岡支所が管轄する山口県水、佐賀県水、大分県水と長崎出張所の管轄する長崎県水の1944年9月分の鱈製品の買取状況と旧価格と新価格（10月から実施）が示されている。驚くことは、新価格の引上げ巾の大きさである。例えば山口県水が仕入れた片口鱈（小羽上）は10貫目当り62円であったが87円10銭と1.4倍に引上られている。金額の総計で1.47倍となっていることがわかる。

片口鱈の小羽上は、1944年10月、単価は62円から87円へと大幅に引上げられた。中水は旧価格で集荷し、旧価格で売却するのではなく新価

格で売却したのだ。この差額をどうするかという問題である。集荷を増やすはずの公定価格の引上げが、皮肉にも逆に滞貨を増大させる原因になっているのである。こうした問題は、公定価格の引上げの都度、問題となった。

以上、本節では、農林中金からの特約手形の借入金が、中水の手元においてどのように運用されているかを検討した。

#### おわりに

本稿ではまず水産業における経済新体制の展開過程を検討した。1940年の塩干魚介類、鮮魚介類の公定価格の設定から始まり、1941～42年の鮮魚介配給統制規則、水産物配給統制規則による配給統制へと展開した。そして1943年には水産物の一元的な配給機構を設立するための水産業団体法に基く中央水産業会（中水）が設立された。中水は従来の統制会社を次々に統合、さらには大都市の魚類統制会社へも出資して1944年8月頃までには沿岸漁業を統制する体制を確立した。こうした水産業統制は、仲買人制

度をなくし公定価格による一元的集荷をおこない、大都市の消費地へ水産物を配給することを目指すものであった。

中水の農林中金からの借入金は、販売購買事業資金として機能したが長くは続かず、せいぜい1944年8月頃までであり、その後は仮渡金の増大に見るように滞貨資金として機能した。1944年秋頃には産地最寄駅迄の「輸送ノ不円滑」や「価格改訂ヲ見越シ出荷ヲ渋ル生産者」がいたことにより、漁村すなわち産地集荷場（又は検査所）に製品は滞貨として存在する一方、消費地では水産物製品が不足するという事態が現出した。

ところで、戦時下において全漁連—地方漁連—漁業協同組合は、中水—地水—漁業会へと改組させられたが、それは基本的には公定価格という市場価格を排除した低価格で集荷を実現させるためであった。もしそうだとすれば、問題の基本は戦時下における公定価格による集荷の特質をどのように理解するかということである<sup>91</sup>。

本稿は、鰯製品を中心に集荷の実態を追ってきたが、その観点からすれば不充分さは免れられない。それは、集荷の起点をなす漁村内の「産地集荷場」までの「製品ノ蒐集」（製造業者<漁業者>が生産した製品を「産地集荷場」まで運ぶことを「指導統制」するのは漁業会の役割）つまり産地集荷場の実情が欠落しているからである。それゆえ、この点について中水函館出張所の漁村における柔魚（イカ）製品の集荷に関する3つの資料を最後に検討して結びとしたい。

第1. 資料の「鰯出荷督励及産地在庫数量調査確認並横流シ防止ノ為管内出張報告ノ件」なる報告書は、函館出張所が管内の漁業会に出張し、鰯（スルメ）の「集荷」の実績を1945年3月10日付で札幌支所へ報告したものである。この調査は大規模なもので亀田郡、松前郡、上磯郡、檜山郡それぞれに調査班を編成して1945年の2月前半になされたものである。この内「亀田郡各産地調査第1班」の班員は、函館警察署経済

係巡查部長2名、北海道水産業会の本部と函館支所各1名、水産物検査所、各地区巡查駐在所巡查、各漁業会主事、中水函館出張所各1名であった。各調査班の構成は系統関係者だけでなく、函館警察署の経済係巡查部長と各地区駐在所の巡查で編成された。1945年2月6日の恵山漁業会（函館市の東端）の調査の場合、以下のように記述されている。

「戸別調査ノ手数ナキ様再三総代会<漁業会の……筆者>ヲ開キ申告ヲ行ハシメタルモ結局1,000俵程度ヨリノ申告ヨリ無シ 尚総代及区長指導員等ハ自己ノ権限ニテハ之以上ノ調査ハ出来得ザルニ依リ 御当局ノ手ニ調査方依頼アリ 依テ一斉ニ調査開始セリ 中ニハ別室ニ隠匿又ハ家根裏ニ上ゲ居ル者 押入ニ納メ居ル者 土間下ニ入レアル者等々 結果約800俵在荷ヲ認メタリ」<sup>92</sup>。

漁業会を拠点にして漁業者宅への「戸別調査」をしてスルメを集荷をしている様子が生々しく報告されている。調査とは警察力を使って、生産者から強制的にスルメを出荷させることである。漁業者は加工業者でもあり、申告数に近い大量のスルメの出荷を拒んでいたことが読み取れる。

第2. 資料の「生産地ノ実情報告並ニ参考意見」は、函館出張所が3月10日に札幌支所へ報告した時に添付されているもので、中水函館出張所管内における多くの漁業会の一斉調査を元に記述されたものである。

「一、本年度ニ於テハ漁獲生産調査区間ヲ三期ニ分割（夏漁、秋漁、冬漁）シ各漁業会ニテハ毎日漁船ヨリ漁獲日報ヲ受ケ之ニヨリ一期毎ニ第一次製品ノ割当ヲナス……終漁後十二月中ニ於テ総括割当制ヲ採リ……北水……ハ各漁業会分ヲ一括シテ本会ニ通知

一、各生産地ノ郵便局ニテハ漁業会ノ承認証ノナキ鰯ノ小包ハ一応受付セヌコト

一、貨物トラック荷扱所（生産地）ハ漁業会ニ於テ代行スル……

一、製品ノ出荷率悪理由ハ自己食糧トシテ獲得スル数以外……交換ノ対象品トシ手持シ置ク為ナリ（利潤ノ為ニ横流シスル者極少量ナリ）  
一例 漁業資材、テグス、ゴム合羽、ゴム靴、軍手、燃油……略……」<sup>93</sup>

漁業会の役割が明瞭に述べられている。同会は、漁船毎に「漁獲日報」を受け夏、冬、秋毎に製品の戸別割当を行うことであった。また漁業会は、横流しがないように郵便物、贈答品、貨物トラック荷扱所などを監視することであった。引用で注目されるのは、製品の出荷率が良くない理由として「自己食糧」の獲得と「交換ノ対象品」としての「手持」の2つを挙げているが、その後者の理由についてである。「利潤ノ為ニ横流シスル者極少量」で「漁業資材、テグス、ゴム合羽、ゴム靴、軍手、燃油」とされていることである。つまり漁業者の横流しは、単純に「利潤」のためではなく出漁の準備つまり再生産のためなのである。

第3.資料の「鰯集荷ニ関スル件」は、前二者の資料とは異なり1944年7月5日付で、函館出張所が第1部製品課へ宛てたものである。この資料はスルメの生産者が、横流しの外に公然と水産物配給統制規則7条<sup>94</sup>を盾にスルメの集荷を拒否したことを示す。「現在産地在荷中ノ該品ニ付漁業会ノ加工部ニ於テ加工原料トシテ割当サルルノ数ヲ見越目下ノ処受検セズ 無検査ノ儘生産者ニ手持サセ居ル関係上 従テ出荷渋滞ヲ来タシ」<sup>95</sup>ていた。つまり、水産物配給統制規則第7条の除外申請に、生産者(加工業者)は期待をかけて出荷を出し渋っているのである。要するに除外申請をするという口実で中水への出荷を拒否し、値上げを待っているものと思われる。

スルメの生産者(漁業者)は、水産物製品の配給の起点ともいべき産地集荷場において、漁業会—地水—中水、そして警察等の監視下におかれ強制的な出荷を強いられていた。これに対し漁業者は「横流し」あるいは除外申請の口

実で製品の検査を受けなかったり、鰯製品の用に公定価格の引上げを理由に出荷の出し渋りという抵抗を試みながら再生産を維持していた。

## 注

- 1 赤井雄次「第1章戦争の終結と民主化政策の展開」全国漁業協同組合連合会編『水産業協同組合制度史』2巻、1971年3月、138頁。
- 2 農林省『農業会史』復刻版、お茶の水書房、1979年6月。武田勉は「解題」で「戦後農業会は戦争協力機関と目され」たが「閉鎖されなかった根拠に農業会の食糧集荷能力の大きさをあげている」3頁と述べている。
- 3 山内静夫外「第3章水産業協同組合法の施行と水産業団体組織の解体」『水産業協同組合制度史』2、1971年3月、271頁。
- 4 アジア太平洋戦争の呼び名については、副島昭一「日中戦争とアジア太平洋戦争」『歴史科学』102号、1985年11月を参照。
- 5 『農林中央金庫史』2巻、農林中央金庫調査部、1956年12月、276頁。
- 6 同前、180頁。
- 7 同前、335頁。
- 8 原朗、山崎志郎編著『戦時日本の経済再編成』日本経済評論社、2006年3月は、戦後GHQに指定された閉鎖機関の資料群をベースにした研究書である。本書の「序」で、閉鎖機関に関する「木箱四千数百箱」にのぼる大量の資料について、「研究できるテーマ」は非常に多様で今後の研究に期待されるどころが大であること、2002年に国立公文書館に移管するに至る経過、資料群の概要が紹介されている(5～7頁)。  
なお本稿の研究に際しては、山崎志郎氏(大妻女子大学教授)の多大なる協力を得た。
- 9 中水の研究については、中水に勤務した宮城雄太郎が1971年に発表した論説「水産業団体制度の再編」がある。漁業協同組合の系統機関が、1943年3月公布の水産業団体法に基づき漁業会を土台とする戦時下の組織へと再編成される背景や過程を検討し、水産業団体の機能を考察さ

- れている。前掲『水産業協同組合史』1巻、1971年3月、第11章、825頁。
- 10 勸銀「東京市に於ける魚類の配給機構に就て」1941年2月（『戦時下の水産業（一）』（旧第一勸業銀行所蔵）。これは手書きの資料である。
  - 11 東都水産株式会社編『東都水産株式会社五十年史』上巻、1987年3月、199～200頁。閣議での決定内容は、経済新体制の究極目標は高度国防国家体制の確立であること、計画経済、指導者原理、経済団体の組織化が強調された。この決定は1941年9月の重要産業団体令となって現れた。朝日新聞社政経部編『経済新体制の指標』1941年3月、93頁。
  - 12 福田敬太郎「新体制下の魚類配給機構」『水産界』696号、1940年11月。
  - 13 商工経営研究会編『生活必需物資統制令の解説：問答式』大同書院、1941年8月。
  - 14 勸銀「鮮魚介配給機構の変革に就て—鮮魚介配給統制規則を中心として」1941年5月、前掲『戦時下の水産業（一）』。
  - 15 同前。
  - 16 食品局「水産物の統制と焼竹輪の配給に就て」『農林時報』2巻17号、1942年9月1日。
  - 17 自治統制団体は、北洋産塩鮭鱒—日本鮭鱒配給（株）、焼竹輪—全国焼竹輸出荷統制組合、乾海苔—全国海苔統制組合、焼海苔—全国焼海苔加工工業組合連合会、寒天—日本寒天統制（株）、寒天原藻—全漁連、鰹節類—全国鰹節類統制組合、昆布柔魚製品—日本海産物配給（株）、鱈製品並に道県産塩鮭鱒—日本鮭鱒配給（株）、鱈製品—後に中水 削節—全国削節工業組合連合会 である。同前。
  - 18 荷受の対象製品は、中央統制品と地方統制品（北海道庁指定品目）の54品目である。安藤孝俊『部外秘 本道に於ける水産食糧の配給統制に就いて』北海道水産製品卸商業組合、1944年7月、2頁。
  - 19 食品局「水産物の配給統制」『農林時報』2巻2号、1942年1月15日、20頁。
  - 20 1941年6月に井野農林次官が大臣に就任、8～9月に業界の代表者を招き新体制確立の討議をすすめたが、まとまらない内に12月8日を迎えて政府は独自案を強行した。勸銀「海洋漁業の統制と其の金融」1942年12月。
  - 21 「水産新体制案（海洋漁業）と本行水産貸付に対する影響—水産業統制に関する勅令案を中心として」1941年12月、前掲『戦時下の水産業（一）』。
  - 22 水産統制令により、帝国水産統制株式会社（中央統制機関）と海洋漁業統制株式会社（漁業実施機関）を設立され、前者は、船舶・設備の貸付、資材の配給、投資融資、水産物の買入販売などを行った。留意すべきは、船舶・設備の貸付である。帝水への出資は、現物出資と現金出資があるが、前者は日水・日魯・太平洋の「冷蔵冷凍船」のみでその他の漁船は対象でない。政府は大手漁業会社のほとんど全ての漁船を徴用してそれらの漁船を帝水へ貸付、帝水は船舶船員とともに海洋漁業統制へ貸付けていたと推定される。勸銀「海洋漁業の統制と其の金融」1942年12月（『戦時下の水産業（二）』（旧第一勸業銀行所蔵）。
  - 23 台湾水産統制令1942年7月25日勅令、日本経済連盟会調査課編『大東亜戦争以降経済関係法規集（三）』商工行政社刊、1943年9月、92頁。台湾水産統制令規則は、1942年10月公布即日施行した。『南洋水産』8巻11号、1942年11月、42頁。
  - 24 『大東亜経済年報』第2輯 1943年2月、117頁。
  - 25 勸銀調査部「海洋漁業の統制と其の金融」1942年12月、『調査資料』第41号 1943年1月。元の原稿は『戦時下の水産業（二）』に綴られている。
  - 26 重要産業協議会編『商工組合法の解説と研究』東邦社、1943年9月、序1頁。
  - 27 井上尚一「重要産業団体令に就て」工業組合中央会『重要産業団体令に就て』1941年10月。1940年7月の第2次近衛内閣の成立直後に「基本国策要綱」が決定され、これが踏まえられて12月7日の「経済新体制確立要綱」の閣議決定となった。重要産業団体令は、「経済新体制確

- 立要綱」の「第三、経済団体の部分…を法制化」4頁したものである。団体令の制定の趣旨は、「従来の共同利益の維持増進といふやうな目的の代りに常に国家目的を第一義とする、さうして又従来の……合議制度、多数決主義の代りに、国家の意図を体して、これを右から左に直ちに実行し得るやうな指導者原理を採用」9頁することであった。
- 28 水産局「水産業団体法解説」神山峻『水産業団体法関係資料』水産経済資料第24輯、水産経済研究所、1944年1月、61頁。
- 29 同前、62頁。
- 30 石川準吉『国家総動員史』下巻、増補改訂版、国家総動員史刊行会、1986年10月、1861頁。
- 31 原朗「太平洋戦争期の生産増強政策」近代日本研究会『戦時経済』山川出版社、1987年10月、254頁。
- 32 重要産業協議会編『統制会社令解説』1944年10月、4、23頁。
- 33 兵庫県商工経済会『軍需会社法並統制会社令解説』1944年1月、33頁。
- 34 前掲『水産業団体法関係資料』水産経済資料24輯、76頁。
- 35 高山隆造は、水産団体の統合要請に対する漁業組合系統の対応について「受入れる考え方は固まっていた」、「商人を排除して石油、資材および水産物の一元的配給機関となることは国策に應ずることであり、協同組合運動の理念とも合致」すると考えていたから、と述べている。『農林水産省百年史』中巻、大正・昭和戦前編、1980年3月、591頁。
- 36 西村健次郎「水産業団体法施行令解説」前掲『水産業団体法関係資料』水産経済資料24輯。同施行令では漁業会の統制事業を実効あるものにするため行政官庁は会員にその統制に従うよう命令できた。漁業会の地区は「市町村又は市町村内の漁業者の部落」つまり漁村を単位とする「組織体」70頁である。そのために規模が大きい漁業、池中養殖漁業(漁村とは別個に発達)は特別漁業会とし、地区は道府県、例外で全国とされている。
- 37 水産物製造業者の団体は1925年の工業組合法に基づき設立された。都道府県を地区として業態別に組織され、かつ業態別の工業組合の全国的機関である連合会が設置されたものもある。業態別には、蒲鉾、竹輪、佃煮、塩詰、削節、昆布加工、海苔加工、海藻加工、一般食料品、油肥などである。1944年頃の「業態別工業組合数」は、362組合である。その内訳は、蒲鉾119、竹輪13、佃煮67、塩詰7、削節42、昆布加工21、海苔加工6、海藻加工7、一般水産食糧品73、油肥7、である。神山俊『水産業団体法の解説』1944年9月、65頁。
- 38 『地方水産業会会長会議関係綴』総務18号、1944年2月現在。
- 39 『第七次漁業組合現況 第8次水産業団体现況付録水産業団体名簿』農林省水産局、1946年9月、40頁。
- 40 『総会関係綴』総務16号、1944年5月。
- 41 「中央水産業会会則変更認可申請書」1944年2月26日『農商務省認可申請書並認可書』総務第26号、1943年12月～1946年3月。
- 42 前掲『第七次漁業組合現況 第8次水産業団体现況付録水産業団体名簿』、46頁。
- 43 中水『第1年度事業報告書』1943年度、『事業報告書綴』本経252号。
- 44 全国削節工業組合連合会の出資者は44団体で削節工業者は2,544名、機械台数5,765台である。企業整備は、この機械台数の67・9%に該当する3,915台以上廃止、経営体(削節工業者)は364削節工業者以下とするという大規模なものであった。「削節工業整備ニ関スル件」1944年5月16日『削節企業整備綴』札幌269号、1946年1月～1947年3月。
- また系統漁業用品商業組合の場合は解散し、魚商連及び漁商組の職員、財産、配給業務は中水・地水に「移管」されるが、商業者の営業は根こそぎ剥奪された。「漁業用資材配給機構整備ニ関スル件」1943年11月8日『借入金に関する綴』本経77号。

- 45 中水『第2年度事業報告書(昭和19年度)』『事業報告書綴』本経252号。
- 46 「株式調」本所『決算書綴(2冊一括)』本経128号、1944年度 1号資産。
- 47 三堀参郎(水産局漁政課長)「決戦非常措置に基づく生鮮食料品(魚類)の出荷配給の整備強化」『農林時報』4巻8号、1944年5月15日号、10頁。
- 48 前掲『東都水産株式会社五十年史』上巻、256～260頁。
- 49 前掲『東都水産株式会社五十年史』上巻、259～260頁。元の資料は、田口達三『魚河岸盛衰記』1962年6月、187頁。
- 50 粟屋良馬「鮮魚介蒐出荷の整備強化に就て」『農林時報』4巻9号、1944年7・8・9月、8頁。
- 51 前掲『東都水産株式会社五十年史』上巻、264頁。
- 52 前掲、「鮮魚介蒐出荷の整備強化に就て」『農林時報』4巻9号。この小論では、主要消費地荷受機関の協力として、輸送手段の調達 勤労報国隊の派遣、出荷容器の修理並に返還、氷の確保、が論じられている。
- 53 前掲『東都水産株式会社五十年史』上巻、245頁。
- 54 『役員会関係綴』総務17号、1944年2月～12月。機構改革は、会長直属の3室外11部から会長直属の4室、5部(総務、生産、資材、食糧第1と第2)、そして新たに専務理事直属の3係(調整、軍需、運輸)とした。地方機構は東京、大阪、札幌、福岡に支所を、釧路、小樽、函館、青森、仙台、名古屋に出張所を新設又は増設した。
- 55 全漁連『第五年度事業報告書』1942年度(『事業報告書綴』本経252号)。
- 56 中水『第一年度事業報告書』1943年度(『事業報告書綴』本経252号)。
- 57 「買取販売品取扱高調書(品目別内訳)」「決算統計表」本経144号、1944年度。
- 58 「鱺製品取扱要綱(案)」『食糧課関係書』札幌48号、1944年度。
- 59 「鱺製品配給統制要綱」、同前。
- 60 「鱺製品統制上地方水産業会に対する実務の一部代行並に之に伴ふ諸経費支払に関する件」『鱺製品契約並協定書』下関2号、1944年1月～1945年4月。
- 61 同前。
- 62 同前。
- 63 「鱺製品代行取扱ニ関シ陳情ノ件」1944年6月10日、前掲『鱺製品契約並協定書』下関2号。
- 64 福岡支所は7月4日の起案で山口県水との代行契約は「覚書」程度にするよう下関駐在所へ通知した。また本部は福岡支所への9月4日付で代行契約は正式の協定書ではなく覚書程度にせよという通牒を出した。「鱺製品取扱実務代行契約ニ関スル件」前掲『鱺製品契約並協定書』下関2号。
- 65 『設立総会決議録』総務第1号、1943年9月現在。
- 66 『借入金に関する綴』本経77号、1943年度。
- 67 本所「販売先別販売高調」『決算書類』本経37号、1943年度。
- 68 「日本海産物配給株式会社借入金代位弁済ノ件」1944年3月30日起案、前掲『借入金に関する綴』本経77号。
- 69 『手形借入金元帳』本経273号。
- 70 同前。
- 71 「株式譲渡ニ関スル件」1943年10月19日、前掲『借入金に関する綴』本経77号。
- 72 「株式買取認可申請書」1943年10月30日決済、同前。
- 73 「伺」1943年12月28日起案、同前。
- 74 「借入金調」1944年3月末『決算書類』本経39号、1943年度。なお、中水は1944年3月中に農林中金経由の預金部資金を購買事業資金として390万円借入れた。
- 75 「資金借入伺」1944年3月29日、前掲『借入金に関する綴』本経77号。
- 76 「手形書替の件」1945年6月15日起案、『借入金償還伺綴』本経424号、1945年6月～1946年5月。
- 77 「資金借入伺」1945年6月26日起案、同前。
- 78 8/23#46 10/20#58 12/18#72 2/15#107。前掲『手形借入金元帳』本経273号。
- 79 1942年度の全漁連の収益は、受託販売手数料287千円、販売益2064千円であったが、1943年

- 度下期はそれぞれ230千円、1323千円、そして1944年度はそれぞれ25千円、6575千円であった。中水は1944年度にほぼ買取販売に移行した。「損益計算書」『事業報告書綴』本経252号。
- 80 「仮受金」『決算書綴』本経131号、1944年度負債4号。
- 81 本所：『残高試算表』本経309号その2 1945年3月～1947年3月。東京：『決算書類（2冊一括）』東京55号、1944年度。仙台：『決算書類（仙台出張所）』本経137号、1944年度。
- 82 前掲『決算書綴』本経131号。「配給海苔代金」の仮受金は、その外に金額は少ないが三重県荷受組合、和歌山県荷受組合、大分県荷受組合がある。
- 83 中水経理部「水産物集荷資金取扱に関する件」1946年5月9日、『資金関係発来翰綴』東京207号、1946年4月～7月。
- 84 福岡支所の総務部長宛「本年度資金計画資料」1945年1月8日『資金運用計画書』福岡211号。
- 85 「鱈製品取扱要綱（案）」1944年3月31日『食糧課関係書』札幌48号、1944年度。「第十九条地方水産業会、漁業会より出荷申込ありたる製品に付ては直ちに当該製品の出荷申込書と照合の上之を受取り所定の製品受取証を漁業会に交付するものとす 第二十条地方水産業会、漁業会より前条の製品受取証を添へ代金の請求ありたるときは現金を以て之を支払ふものとす 第二十八条地方水産業会製品の出荷を為したるときは運送店の発行せる中水所定の製品受領証を添へ代金請求書を中水に対し提出するものとし中水は現金を以て之を支払ふものとす」。
- 86 「合計残高試算表送付の件」1944年12月12日、『合計残高試算表』福岡71号。
- 87 「本年度資金計画資料」1945年1月8日、『資金運用計画書』福岡211号。
- 88 「煮乾鱈代仮渡方依頼ノ件」1944年12月4日、『資金運用計画書』福岡211号。
- 89 「資金運用ニ関スル件」1944年10月31日、『資金運用計画書』福岡211号、1945年度。
- 90 「昭和十九年度鱈製品公価改訂ニ依ル販売差額金ニ付キ未払金勘定計上ニ関スル件伺」1945年5月11日、『決算書綴』本経131号、1944年度負債4号。
- 91 加瀬和俊は、生鮮食料品においては「事実上価格メカニズムが機能」し、公定価格が存在しても価格変動により、流通統制が進まない理由を検討している。「Ⅷ 太平洋戦争期食糧統制政策の一側面～食糧生産＝供給者の行動原理と戦時商品経済」原朗編『日本の戦時経済—計画と市場』東大出版会、1995年2月。
- 92 「鯛出荷督励及産地在庫数量調査確認並横流レ防止ノ為管内出張報告ノ件」、『刻鯛関係綴』札幌56号、1945年1～3月。
- 93 『刻鯛関係綴』札幌56号、1945年1～3月。
- 94 第7条は「農林大臣ノ指定スル物品ノ生産ヲ業トスル者ハ特別ノ事情ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外統制機関又ハ農林大臣ノ指定スル者ヨリ買受ケタルモノニ非ザレバ農林大臣ノ指定スル水産物ヲ当該物品ノ原料又ハ材料トシテ使用スルコトヲ得ズ」、『水産物統制法令集』1942年11月、21頁。
- 95 「鯛集荷ニ関スル件」1944年7月5日、函館出張所から第一部製品課へ『柔魚製品関係綴』札幌57号、1944年3月～1945年3月。

付記：本稿は、2023年6月23日の地方金融史研究会での報告をもとにまとめたものである。